

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2021年12月24日
【事業年度】	第33期(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
【会社名】	株式会社キャピタル・アセット・プランニング
【英訳名】	Capital Asset Planning, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北山 雅一
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島二丁目4番27号
【電話番号】	06 - 4796 - 5666 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 財務経理部 部長 青木 浩一
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島二丁目4番27号
【電話番号】	06 - 4796 - 5666 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 財務経理部 部長 青木 浩一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2017年 9月	2018年 9月	2019年 9月	2020年 9月	2021年 9月
売上高 (千円)			7,290,476	6,880,005	6,631,364
経常利益 (千円)			644,760	170,696	117,898
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)			437,891	89,285	69,568
包括利益 (千円)			463,891	94,262	121,910
純資産額 (千円)			3,210,977	3,208,200	3,237,197
総資産額 (千円)			5,723,879	5,679,515	5,866,351
1株当たり純資産額 (円)			553.03	548.55	553.91
1株当たり当期純利益 (円)			76.73	15.65	12.19
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)			55.1	55.1	53.9
自己資本利益率 (%)			13.9	2.8	2.2
株価収益率 (倍)			15.8	66.5	79.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			623,996	458,280	996,622
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			663,138	362,459	525,357
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			578,587	21,450	4,710
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)			2,235,921	1,393,729	1,869,704
従業員数 (名)			302	303	312

- (注) 1. 第31期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。  
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
3. 従業員数は就業人員(当社グループから社外への出向者を除き、社外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。  
4. 当社は、2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第31期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。  
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。  
6. 第31期の自己資本利益率は連結初年度のため、期末自己資本に基づいて計算しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2017年 9月	2018年 9月	2019年 9月	2020年 9月	2021年 9月
売上高 (千円)	6,011,523	6,548,010	6,786,771	6,187,981	5,910,034
経常利益 (千円)	327,016	484,286	589,083	125,660	70,199
当期純利益 (千円)	218,363	281,370	410,832	67,284	46,195
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	363,320	935,245	935,245	935,245	935,245
発行済株式総数 (株)	2,621,448	2,854,248	5,708,496	5,708,496	5,708,496
純資産額 (千円)	1,462,167	2,815,328	3,183,918	3,159,140	3,164,763
総資産額 (千円)	3,591,420	5,621,082	5,486,542	5,458,023	5,606,313
1株当たり純資産額 (円)	278.96	490.26	548.29	539.95	541.22
1株当たり配当額 (円)	23.00	30.00	20.00	20.00	11.00
(うち1株当たり中間配当額)	( )	(11.00)	(9.00)	(10.00)	(6.00)
1株当たり当期純利益 (円)	43.22	53.19	71.99	11.79	8.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	42.15	53.08			
自己資本比率 (%)	40.7	49.8	57.0	56.5	55.1
自己資本利益率 (%)	18.8	13.2	13.9	2.2	1.5
株価収益率 (倍)	26.4	46.6	16.9	88.2	119.2
配当性向 (%)	26.6	28.2	27.8	169.6	136.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	95,037	798,838			
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	214,845	350,201			
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	729,792	1,493,424			
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	911,589	2,853,651			
従業員数 (名)	226	273	291	287	294
株主総利回り (比較指標：TOPIX (配当込)) (%)	( )	218.4 (110.8)	109.4 (99.4)	95.8 (104.2)	90.2 (132.9)
最高株価 (円)	8,800 3,815	8,040	5,030 1,658	1,585	1,343
最低株価 (円)	2,960 1,866	2,227	1,911 1,070	532	868

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第29期及び第30期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため、記載しておりません。
3. 第31期の1株当たり配当額には東証二部市場変更記念配当1円50銭が、第32期の1株当たり配当額には創立30周年記念配当1円が、第33期の1株当たり配当額には東証一部市場変更記念配当1円がそれぞれ含まれております。
4. 第31期、第32期及び第33期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 当社は2017年4月1日付で普通株式1株につき2株及び、2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び株主総利回りを算定しております。なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。
7. 当社は、2016年10月7日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場しているため、第29期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2017年9月末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
8. 第31期より連結財務諸表を作成しているため、第31期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第31期の期首から適用し、第30期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
10. 第29期の株主総利回り及び比較指標は、2016年10月7日に東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場したため、記載しておりません。
11. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部(2018年9月14日まではJASDAQ(スタンダード)及び2020年12月23日までは東京証券取引所市場第二部)における株価を記載しております。
12. 印は、株式分割(2017年4月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。
13. 印は、株式分割(2019年3月1日、1株 2株)による権利落後の株価であります。

## 2 【沿革】

年月	概要
1990年4月	金融リテールビジネス向けシステムの受託開発およびパッケージソフトウェアの開発を目的として、株式会社キャピタル・アセット・プランニング(資本金1,000千円)を大阪市中央区に設立
1990年8月	個人の資金繰りをシミュレーションするシステムを提供開始
1993年11月	企業経営者の不測の事態に備え、加入すべき生命保険の必要保障額を試算するシステムを提供開始
1995年2月	生命保険会社の販売員が個人に生命保険を販売する際、個人のライフプランを定量化して把握し、金融商品を提案するシステムを提供開始
1995年4月	保険代理店向けのシステムを提供開始
1996年9月	東京都千代田区神田須田町に東京事務所を開設
1998年4月	金融機関の販売員が顧客に対して分散投資の効果を説明するシステムを提供開始
1998年11月	社団法人証券投資信託協会(現 一般社団法人投資信託協会)より、ファンド評価会社としての許可を受ける
2000年7月	大阪市北区に本社を移転
2000年8月	確定拠出年金法新設に基づき、確定拠出年金の加入者向けのシステムを提供開始
2005年9月	ファンドラップ(注1)及びSMA(注2)を販売するためのシステムを提供開始
2006年6月	個人年金保険、投資信託を販売するための、顧客ニーズ分析から商品提案に至るまでの商品提案機能を搭載したシステムを提供開始
2007年12月	生命保険商品の銀行窓口販売用の設計書・申込書システムを提供開始
2008年1月	情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得(ISO/IEC 27001:2005/JIS Q 27001:2006)
2009年11月	統合的資産管理システム「Wealth Management Workstation(WMW)」を提供開始
2010年3月	東京事務所を東京都千代田区平河町に移転 品質マネジメントシステム(QMS: ISO9001:2008/JIS Q9001:2008)の認証取得
2012年10月	生命保険会社向けに、バックオフィス業務の省略化及び効率化を実現するシステムを提供開始
2013年11月	生命保険会社向けに提供した統合フロントエンドシステム(注3)がアジア生命保険テクノロジーアワード、モバイルテクノロジー賞を受賞
2015年9月	資産承継設計アプリケーション「エステートプランナー」(注4)を提供開始
2016年3月	生命保険商品の申込をする際に保険加入者の医務査定結果をリアルタイムで提示することが可能な即時成立システムを提供開始
2016年10月	東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)に上場
2017年9月	米国の金融・IT調査会社であるIDC Financial InsightsからFINTECH TOP100ランキング中、92位にランキング(注5)
2017年12月	東京事務所を東京都港区港南に移転
2018年9月	東京証券取引所市場第二部へ市場変更
2019年1月	株式会社インフォームの全株式を取得し、連結子会社化
2020年12月	東京証券取引所市場第一部へ指定

- (注) 1. ファンドラップとは、投資一任運用サービスの一つで、顧客のリスク許容度や投資目的に合わせて、金融機関の専門家のアドバイスをもとに異なるタイプの複数の投資信託(ファンド)を選び、これらを組み合わせで運用するサービスをいいます。
2. SMAとは、投資家が証券会社などのサービス提供者にある程度まとまった資金を預け、資産管理・運用を行うための「ラップ口座の一形態」です。
3. フロントエンドシステムとは、設計書システム等、営業担当者及びその管理者、並びにその顧客が直接使用するシステムです。
4. エステートプランナーとは、土地・建物、金融商品、自社株等の資産を評価し、相続、事業承継等の対策の

提案を行う当社が開発したシステムの名称です。

5. IDC Financial Insightsが選定するFINTECH TOP100は、金融関連事業売上が会社全体の売上の3分の1以上を占める金融ITサービス企業が対象となり、前年売上高及びエントリーされた企業に対する同社の独自調査や市場分析に基づき評価されます。

IDC Financial Insightsは、全世界の金融機関やIT業界のリーダーに向けて、銀行、保険、証券業務のビジネスやIT戦略のための調査を提供するグローバル金融サービス企業であります。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社である株式会社インフォームの計2社で構成されております。

1990年4月の設立以来、当社はIT（Information Technology）とFT（Financial Technology）の統合による、金融リテールビジネスの業務プロセスを最適化するためのシステムを開発・提供することを企業ミッションとしております。

このミッションに基づき、当社では金融商品、保険商品の販売に関するビジネスルール及び法令諸規則に適合しながら、金融機関とその顧客にとって有用な情報の提供及び効率的な販売を実現させるシステムの開発を手がけております。

金融ビジネスの遂行に必要なシステムは多岐に渡りますが、当社事業は金融機関等の営業担当者及びその管理者、並びにその顧客が直接使用するシステムの開発・提供に特化していることが特徴です。当社では当該システムを「フロントエンドシステム」と称しております。

また連結子会社である株式会社インフォームとは、顧客基盤や技術力・開発力など経営のリソースを融合し、既存事業の拡大に向けた協業を通じて企業価値のさらなる向上を図っております。

なお、当社グループの事業は「システム開発事業」の単一セグメントであります。

前記の企業ミッションを具現化した、当社グループが開発・提供している主なシステムの名称及びその内容は以下の通りであります。

名 称	内 容
金融資産の合理的な選択に資するためのシステム	
ライフプランシステム	個人の生涯資金収支をシミュレーションし、加入すべき生命保険額を定量化するなどして、金融商品、保険商品の選択に活用するシステム。金融商品の購入を検討する顧客の年齢、収入及び家族構成等の属性に応じたライフイベントを見据え、世帯主の死亡等の不測の事態が発生した場合のリスクをシミュレーションすることができる。
エステートプラン（ ）システム	個人が保有する金融資産及び不動産を基に、想定相続財産、想定納税額及び最適贈与額を試算して可視化するシステム。金融機関が金融商品の購入を検討する顧客に対して保険商品、信託商品及び各種相続サービスを提案することに活用できる。
資産形成アドバイスシステム	バンキングアプリケーション、アカウントアグリゲーション及びライフプランニングの各機能を統合することにより、将来の資産形成のために投資に回せる金額を算出し、最小限の入力でパーソナライズされた生涯資金繰りを予想し、終身保険と収入保障保険の組合せや、人生100年の時代に備え、老後資金枯渇を回避するためのポートフォリオを提案する。
金融機関による金融商品の販売に関する業務プロセスの合理化及び最適化に資するためのシステム	
設計書システム	生命保険の見積書を効率的に作成するシステム。金融商品を購入する顧客のライフプランに基づき、加入すべき生命保険の種類、保険金額、保障期間、保険料及び告知事項を可視化し、特約等を付加した場合の保険料及び解約返戻金の見積りを算出して表示することができる。
申込書システム	個人が加入する生命保険の種類、保険金額、保障期間、保険料及び告知事項を表示した生命保険の申込書をタブレット型パソコン等のデジタル電子端末上に表示するシステム。申込書のデータがデジタル保存されて管理されるため、申し込み手続きにおける不備抑制や管理業務の簡略化を実現することができる。
生命保険申込手続時ペーパーレスシステム	生命保険の販売に必要とされる業務を全てペーパーレス化するシステム。タブレット型パソコン等のデジタル電子端末上において、生命保険加入者のニーズ把握、ニーズに基づく商品提案、契約締結及び営業担当者の上席者等による業務管理等を効率的に行うことができる。

（ ）エステートプランとは、万が一に備え、土地・建物、金融商品、自社株等の資産を評価し、相続、事業承継等の対策の提案をすることです。

なお、当社グループでは上記のシステムを金融機関やシステムの利用者（たとえば金融機関の営業担当者及び金融商品を購入する顧客等）の要望に応じて複合的に組み合わせることで開発・提供しております。

## (主な実績例)

## ソニー生命保険株式会社向けに開発・提供したシステム

当社グループは2012年10月にソニー生命保険株式会社向けにシステムを開発・提供いたしました。同社向けに開発したシステムは、当社グループが開発・提供するシステムを複合的に組み合わせることによって、生命保険の販売プロセスを最適化させた事例です。

具体的には、下表に記載の機能をシステム化して同社の販売管理業務に組み入れることにより、生命保険の加入者による商品の「検討」「選択」「申込」「契約成立」及び「(金融機関が行う)購入後のフォロー」等、保険商品の販売において必要な業務をシステム上で対応できるようにしたほか、同社の販売業務の効率化に寄与しました。

同社向けのシステムに組み込んだ主な機能及びその特徴は以下の通りです。

主な機能	特 徴
生命保険の販売フローに係る機能	
ライフプラン機能	生命保険の加入者及びその家族のライフプランに応じて将来必要となる資金、死亡時の保障額をシミュレーションする。
設計書作成機能	ライフプラン機能に基づく必要保障額に対し多様な保険種類、保険金額、保険料の種々のプランを提示する。
申込・告知手続のペーパーレス機能	設計書に基づき、保険商品の申込手続及び告知手続をデジタル電子端末上で行う。
生命保険即時成立機能	ペーパーレス告知手続に基づき即時に医療査定結果を生命保険の加入者に提示し、保険会社が引受可能かを即時に案内する。
業務管理に係る機能	
顧客管理機能	顧客情報をシステム上で一元的に管理。専用ホームページを介して生命保険加入者は既契約内容の閲覧や営業担当者への相談を行うことができる。
営業社員の活動管理機能	営業社員の活動予定、営業社員の顧客との面談実績及び上席者への勤務報告の内容をシステム入力して管理する。
ワークフロー機能	上記全ての機能を営業社員の上席者等が確認及び決裁できる機能。営業部門並びに人事部門及び契約締結を管掌する部門との間で情報をリアルタイムで共有する。

当社グループが開発・提供したシステムによって、同社の販売業務の効率化に寄与した具体的な事象としては、事務手続き・業務の省力化(紙コストの削減、査定日数の短縮、事務不備の減少等)によって、営業社員とその顧客との面談時間が増加・確保されたことが挙げられます。

## ライフプランシステムとエステートプランシステムの機能を統合したWealth Management Workstation(通称:WMW)の開発・提供

当社グループは2009年11月に、個人が保有する預貯金、有価証券(企業オーナーの場合の自社株式を含む)、保険商品及び不動産等の資産の時価評価並びに時価評価された資産をベースに最新の税制に対応した相続税納税予想額の算出を可能とするWMWの提供を開始しました。当社グループは当システムを金融機関、会計事務所、独立系ファイナンシャルプランナー及び独立系プライベートバンカーに販売しており、その顧客が当システムを利用します。個人の年齢、性別、家族構成、全ての資産及び負債を当システムに登録し、資産全体を「見える化」することで、その個人が保有する資産構成上の配分の問題点及び将来の相続税納税予想額を把握することができます。このため、相続税の納税可能性、財産分割に係わる的確な対応策の検討及び検討すべき保険商品、金融商品の選択を容易なものとします。

## (収益モデル)

当社グループは主に金融機関、会計事務所、独立系ファイナンシャルプランナー及び独立系プライベートバンカーからシステム開発を受託し、システムの設計・開発・実装、当社グループが保有するシステムの使用許諾及び保守運用等を実施することにより、対価として主に受託開発収入及び使用許諾収入(保守運用収入含む)を得ております。システムインテグレータ(注1)が金融機関等と当社グループとの間に介在し、システムインテグレータより上記の収入を得ることもあります。

これらの事業を推進するにあたり、当社グループは協力会社にシステム開発プロセスの一部を外注することがあり、その場合は当社グループから当該協力会社に受託開発に係る費用及び保守運用に係る費用を支払っております。



その他、当社グループが提供するシステムの利用者を対象に財産管理に関するコンサルティングサービスを行い、対価としてコンサルティング収入等を得ております。

なお、主に使用許諾収入は、当社グループが提供するライフプランシステム及びエーストプランシステム等の前提となっている、最新の税制・社会保障制度を網羅的に反映したCAPライブラリ(注2)の提供によって発生しております。

(注1) システムインテグレータとは、顧客の業務内容を分析し、要求に合わせたシステムの設計、構築、保守などの業務を一括に行う企業のことです。

(注2) CAPライブラリとは、公的年金、社会保険料計算等の計算エンジン、統計データ、グラフ描画・帳票作成機能を有する当社グループのシステムのことです。

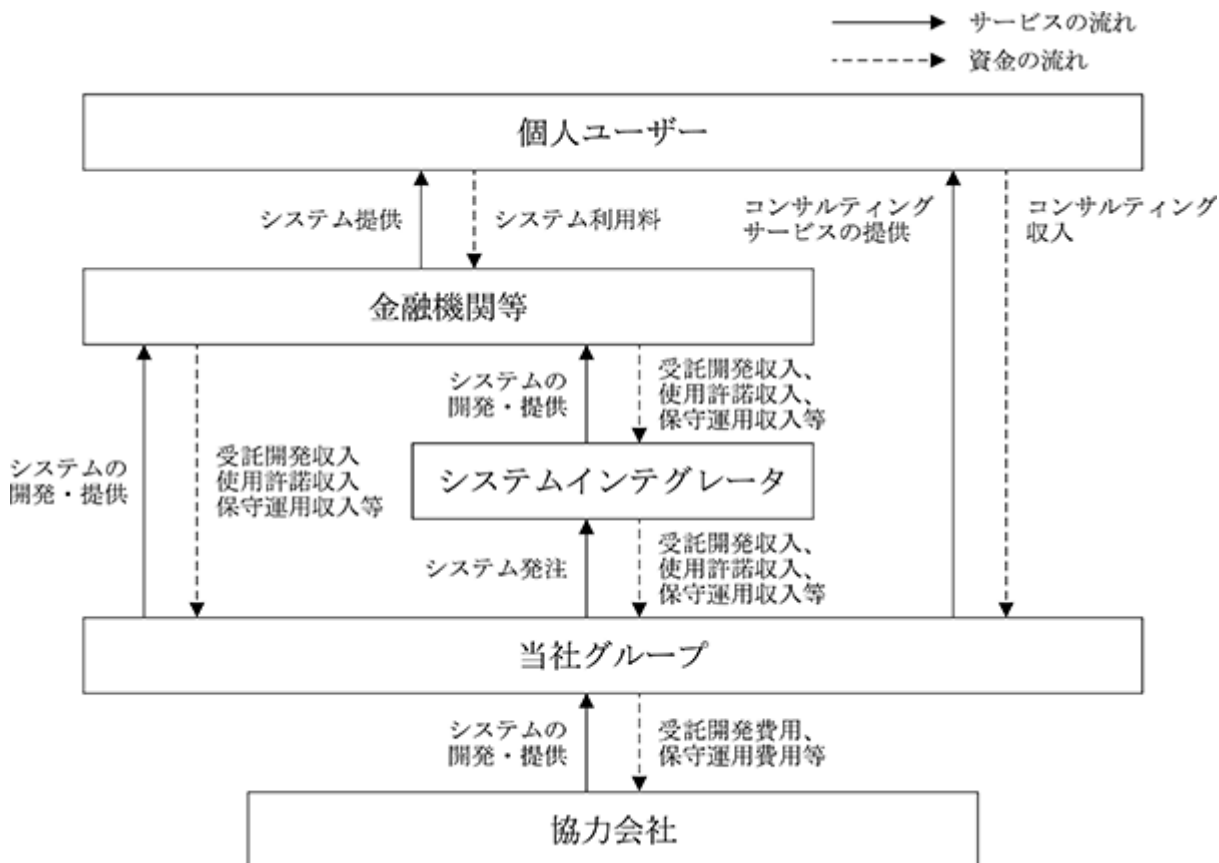
(金融機関等との取引における収益獲得タイミング)

生命保険の設計書システム、申込書システム、生命保険契約ペーパーレスシステム等、金融機関の業務プロセスに関わるシステムを開発して提供する場合、各種システムの初期基盤を構築する時に受託開発収入を得て、その後はシステムの機能変更及び新しい保険商品をシステムに組み込む際等において受託開発収入を得ております。この他、当社グループが保有するシステムの使用許諾及び保守運用の実施によって、対価として定期的に使用許諾収入及び保守運用収入を得ております。

一方、MMWをはじめとする金融商品の購入を検討する個人が直接使用するシステムを開発し、これを使用許諾及び顧客仕様に合わせてカスタマイズして提供する場合、金融機関等から、システム納品時に一時使用許諾収入及び受託開発収入を収受するとともに、その後、定額及び取引先の金融機関の使用者数などの一定の条件に従って使用許諾収入を得ております。

[事業系統図]

当社グループ及び顧客等との関連を系統図で示すと以下のとおりとなります。



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) ㈱インフォーム	東京都千代田区	16,500	コンピュータ システムの構 築及び保守等 の支援、コン サルティング サービス	100.0	役員の兼務 2名

(注) ㈱インフォームについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	771,200	千円
	経常利益	70,337	〃
	当期純利益	46,012	〃
	純資産額	206,608	〃
	総資産額	399,995	〃

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2021年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
システム開発事業	312
合計	312

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 当社グループは、システム開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

## (2) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
294	37.4	5.9	5,796

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておられません。労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、個人財産の最適な配分と次世代への不安無き移転を約束し、永代にわたるその御家族のファミリーミッションの実現をビジネスノウハウ、システムインフラの提供を通じて支援することを経営理念とし、1990年4月の設立以来、IT(Information Technology:情報工学)とFT(Financial Technology:金融工学)の統合を企業ミッションとして、金融機関のリテール営業支援システムを提供してまいりました。

金融リテール、すなわち個人金融市場をターゲットドメインと定義し、情報通信技術と金融ノウハウの双方のバランスを重視する金融ITブティックを目指すことを基本方針としております。

#### (2) 目標とする経営指標

当社グループは、事業の継続的な拡大を通じて企業価値を向上させていくことを経営の目標としております。経営指標としては、事業の収益力を表す経常利益を重視し、拡大を目指してまいります。

#### (3) 経営環境

当連結会計年度におけるわが国の経済は、変異株の拡大等、新型コロナウイルス感染症の再拡大や特定地域を対象とした緊急事態宣言の再発出により厳しい状況となりました。ワクチン接種の進展や世界経済の改善傾向はみられるものの、先行き不透明な状況が続いております。企業の情報システム投資は、非接触遠隔化等の新型コロナウイルス対応ビジネスへの需要はあるものの、プロジェクトの延期や抑制が継続した1年となりました。また、金融業界においては銀行や証券会社に比べ、対面販売のウエイトが大きい生命保険業界において最も深刻な影響を受けたと考えられます。

#### (4) 中長期的な会社の経営戦略

企業経営におけるIT活用は、高度化が進む一方で、情報システムの構築や運用をより迅速かつ安価に実現するニーズが高まっています。企業における情報システムの構築・運用においては、企業自らが行う自前主義から、専門の外部業者に一部を委託するアウトソース化、さらに自身はシステムを保有せず、外部業者からサービスとしてIT機能の提供を受ける「所有から利用」への流れが加速しており、情報サービス事業者はこれらのサービスの提供力を高めることが必要となっています。また、顧客の事業が国や業種の垣根を越えて拡大する中、情報サービス産業においては、グローバル対応や業種を超えた機能連携の実現が強く求められています。

当社グループは、これらの事業環境の変化に対応するため、以下の経営戦略で事業を推進してまいります。

生命保険会社統合フロントエンドシステムの開発経験を活かし、申込書ペーパーレス、顧客データベース構築、見込み客管理、販売員及び契約者への情報提供システムの構築までを自社開発領域とするとともに、あらゆる生命保険会社のニーズに的確なソリューションを提供するブティック型システムインテグレーターとしての地位を確立します。

今後、人生100年時代、大相続時代に対する生命保険会社・証券会社・銀行向け各ソリューションの需要の増加が見込まれることから、ゴールベースファイナンシャルプランニングシステムであるDesign Your Goal、統合資産管理システムWealth Management Workstation、アセットアロケーションシステム等を、資産運用、管理に不可欠なプラットフォームシステムとして確立し、ライセンス使用料課金及びコンサルティング料シェアにより、承継ビジネスを行う際に高収益率と継続的な安定収益を目指します。

なお、当期において受託したWithコロナの環境における生命保険販売の遠隔コンサルティングシステムは、特にネットリテラシーの十分でない高齢者、資産家に対するafterコロナ時の金融商品、保険商品のコンサルティングセールスのニューノーマルとなるべき販売スタイルと言えます。従ってロボティクスアドバイスによる生命保険、投資信託販売がコモディティ化するなか、テクノロジーとヒューマンコンサルによるハイブリッド型金融サービスの進化型として、今後急成長する金融D領域と考えられます。

## (5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループでは、金融リテールビジネスに必要となるシステムを金融機関等及びその顧客に提供することにより、売上高の拡大及び収益性の向上を図り、持続的かつ安定的な成長及びより強固な経営基盤の確立を目指しております。

この目的を実現させるため、当社グループは以下の事項を重要な課題と認識し、その対応に引続き取り組んでまいります。

## 市場のニーズに応えるシステムの開発及び提供

当社グループは、主に生命保険会社をはじめとする金融機関にシステムを開発・提供しております。金融機関は、取扱う金融商品の増加及び消費者ニーズの多様化に対応するため、金融商品の販売に関する業務プロセスを効率的に運営する必要に迫られているほか、金融商品取引法及び保険業法等、関連する法令諸規則を遵守しなければなりません。金融機関は効率性と遵法性を両立させた業務プロセスを構築して金融商品を販売することが求められており、ここに当社グループが開発・提供するシステムを導入する必要性があるものと認識しております。

これまではフィンテック・インシュテックの展開に伴うA IやR P Aの活用ニーズの高まりもあり、金融機関のI Tシステム投資は堅調に継続しておりましたが、新型コロナウイルスの全世界的な感染拡大により、企業の情報システム投資ニーズは大きく変貌し、非対面によりかつビッグデータ解析を駆使するとともにA Iを活用し意思決定を行うという新たな革新が生まれつつあります。

さらに、当社グループを含むシステム会社各社が、前述の金融機関が抱える課題を解決するシステムを市場に供給しているとともに新興のフィンテック企業の参入もあり、増々競争が激化しております。このような事業環境の中、市場のニーズに応える革新性あるシステムを継続的に開発・提供することが必要であります。特に金融庁は「高齢社会における資産形成・管理」等の提言を通じて、人生100年時代、長寿化に伴う資産寿命の延長、ライフスタイルの多様化に対応したデジタル化に基づく顧客起点の金融サービスの提供を求めています。当社はこれに対応した各金融機関へのソリューションを提供することに加えて、現状の新型コロナ禍の環境下において、金融機関の多くが、現状の対面型金融商品、保険商品の販売から、デジタルテクノロジーを使いながら非対面コンサルによるハイブリッド型営業に重点が移行すると想定し、今後の金融商品のニューノーマルな環境下において予想される非対面による遠隔コンサルティングシステムの開発・提供が必須であると認識しております。

この課題に対処するため、当社グループでは業務プロセスの効率化のため新規開発を志向する金融機関との取引関係の維持・強化、最新のA I、ビッグデータ解析等の動向についての情報収集及び金融機関の販売業務に関する法令諸規則についての情報収集に努め、市場をリードする新規システムを開発・提供してまいります。

さらに、アフターコロナの環境下においても、金融庁の提言に対応したバンキングアプリケーション、アカウントアグリゲーション及びライフプランの各機能を統合したマスマーケット向け資産形成アドバイスシステムを提供し、資産家及び企業経営者をターゲットとして会計事務所、I F A、F P向けに、クラウド上から個人の複数の投資目標を最適化するゴールベースプランニングシステムの提供を拡大し、相続・財産コンサルティングを定額課金により実現してまいります。結果としてシステムを活用しながら、日本人の個人金融資産の成長拡大による豊かな老後、次世代への円滑な財産の移転を実現させるものであります。

## 既存販売先との取引関係の維持及び新規販売先の開拓

当社グループは、特定の保険会社への販売比率が高い状況にあります。

このため当社グループの業績は特定の販売先の取引金額の多寡に影響を受けやすくなり、今後特定の販売先への売上の集中を緩和し、収益基盤の安定性を確保することが課題であると認識しております。

当社グループでは、これらの課題に対処するため、既存販売先との取引関係を維持・強化し、販売先のシステム投資予算に占める当社グループ受注比率を高めてまいります。特に子会社の株式会社インフォームを通じて、生命保険システム開発の上流、要件定義工程を含む全工程の業務を受託し、長期的戦略パートナーとしての地位を獲得してまいります。

また、資本提携・業務提携先である会計事務所、会計事務所ネットワーク、I F A、F P向け等を通じて非金融機関向け売上の拡大に努める一方で、新規販売先（保険会社、銀行、証券会社等）への提供及び金融サービスプラットフォームを運営する企業や新興フィンテック企業とのさらなる業務提携の推進、A P I（Application Programming Interface）の連携等によって、生命保険会社以外への売上を増加させる戦略が重要と考えております。

なお、当社システムの新規金融機関、I F A、F P等への開拓のため、プライベートバンキング、事業承継財産承継に係る書籍を日本証券アナリスト協会から出版し、さらには対面及びオンラインセミナーの開催により、当社プロダクトの取得後の活用方法等プロモーション啓蒙活動を継続的に行っております。

#### 受託開発収入以外の収益形態の拡大

当社グループの売上高は、受託開発収入、使用許諾収入、保守運用収入及びコンサルティング収入で構成されておりますが、受託開発収入の比率が高い状況にあります。

受託開発収入は、案件の獲得、失注及び納期のずれ込み等により、収益が大きく変動する可能性があり、これを課題と認識しております。

当社グループでは、この課題に対処するため、受託開発収入以外の収益形態による売上高を増やす方針としております。具体的には、システムの利用者数及び登録資産に連動した使用許諾収入を得る収入形態の採用、自社開発した統合資産管理システムを活用したコンサルティング収入を得るための営業活動の推進、クラウド上でのゴールベースプランニングシステムを利用したサブスクリプションモデルによる財産コンサルティング等により、顧客から得る収益形態を多様化させる戦略であります。

#### 利益の確保及び利益率の向上

当社グループが開発・提供するシステムは「フロントエンドシステム」であり、システムの利用者（金融機関の営業担当者や金融商品の購入を検討する顧客等）が直接システムを操作することに特徴があります。販売先ごとに異なるシステムを開発・提供する必要があることに加え、システム利用者の操作のし易さについても配慮しなければならないことから、開発過程において、一般的な基幹系システムよりも比較的多くの作業工数を費やす必要があります。そのための操作性の向上とともに厳格な工数管理を実施することが、利益を確保し利益率を向上させるための課題であると認識しております。

当社グループでは、この課題に対処するため、社内にプロジェクトの進捗状況を管理する会議体を設けており、この会議体の運用を徹底することで、プロジェクト損失を回避してまいります。また、開発・提供にあたって多くの作業工数を必要としない既存のシステムをパッケージ化して新規取引先に販売すること、APIにより他社アプリとシームレスに連携すること等により、利益の確保及び利益率の向上を実現させる方針としております。

#### 優秀な人材の確保

当社グループが属する情報サービス産業では、人材の獲得競争が激化しており、優秀な人材の確保が困難な状況となっております。また、当社グループは金融商品の販売に係わる諸問題を解決するシステムを提供しているため、当社グループ従業員はシステムだけではなく保険数理、金融知識、ポートフォリオ理論、社会保障、税務等に習熟していることが求められます。

こうした中、当社グループが事業を継続的に遂行し、より付加価値の高いサービスを提供するため、新規採用及び中途採用を拡充するほか、CAPユニバーシティという社内教育体系を確立し、総合的人材教育、特にITとファイナンスに係わるフィンテックの領域の最新の教育を継続的に強化してまいります。

#### 海外展開

昨今、日本を除く東アジア地域において、日本に比べ若い世代の資産家が増加しており、特に国家による社会保障制度の整備が遅れている地域の企業家及び富裕層にとって、個人の資産管理は重要な課題となっております。またスマートフォンによる資金決済、資金運用、ファミリーオフィスに係わる統合資産運用システムは日本以上に進展しつつあり、アセットアロケーションシステムの中国本土の複数の銀行へのライセンス課金を実行中であります。当社グループはこれを商機と捉え、当社グループが日本国内において開発したシステムを海外で提供することを目的に、世界各地で開催されるカンファレンスへの出展や講演、さらには海外有力システム会社との提携について継続的に実施しております。

将来の収益源となるよう、今後も継続的に取り組んでまいります。

## 2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあると考えられる主な事項には、以下の内容が挙げられます。また、必ずしもそのようなりスク要因に該当しない事項についても、投資家に対する積極的な情報開示の観点から、以下に開示しております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、収束時期が不確実であり予想が困難ですが、当社グループでは、現状の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当該感染症に伴う影響が翌連結会計年度末までに徐々に正常化すると仮定し、その予想する影響は業績予想に織り込んでおり、重要な会計上の見積りに利用していません。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断する主要なものであり、事業等のリスクはこれに限るものではありません。

### (1) 開発プロジェクトの管理について

当社グループの受託開発事業は、請負契約による開発案件が中心であります。当該開発業務の性質上、当初の

見積り以上の作業工数が必要となる場合があり、想定以上の費用負担により開発案件の採算性の悪化が生じる可能性があります。また、開発案件に対する仕様変更等による開発費用の追加発生、新型コロナウイルスの影響による開発の遅延等により開発案件の採算性の悪化が生じる可能性もあります。

本書提出日現在、当社グループでは開発案件の採算性等に十分留意しつつ受注活動を行うほか、プロジェクト審査委員会を設置し、プロジェクトの状態、マネージメント状況を適時に第三者的立場で客観的に確認及び評価することで、進捗遅延等のリスクの顕在化を防止しております。このように案件管理を徹底する方針であります。開発遅延や仕様変更等により当初グループの見積り以上の作業工数が発生し開発案件の採算性の悪化が生じた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (2) システムの不具合について

当社グループは、金融商品の販売等をサポートするためのシステムを開発・提供しておりますが、顧客の検収後にシステムの不具合(いわゆるバグ)等が発見される場合があります。当社グループにおきましては、品質管理の国際標準であるISO9001の認証を取得して、品質管理の徹底を図り、不具合等の発生防止に努めておりますが、それでもなお、製品に不具合等が発見された場合には、補修作業に伴う費用の増加、信用の低下、損害賠償などの要因により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (3) 競合について

当社グループは、金融リテール市場において、提案・要件定義・基本設計といった上流工程から開発・運用・保守に至る工程までを原則すべて自社で行う「ワンストップ・サービス」を徹底し、㈱インフォームを連結子会社化する等の強化を行い、他社との差別化を図っております。しかしながら、金融リテール市場において、より高度な技術やノウハウを保有する競合企業が出現し、顧客のニーズをよりの確に捉えたシステムを提供するようになった場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (4) 顧客が特定の業界に偏っていることについて

当社グループは、売上高の大半を国内金融機関、とりわけ生命保険会社に依存しております。そのため銀行及び証券会社の顧客化、㈱青山財産ネットワークスとの資本業務提携や、会計事務所、会計事務所ネットワーク、IFA及びFP等の非金融機関顧客に努めておりますが、生命保険業界の合併、統合などの金融再編、法令や規制の変更・強化等及び業界のIT投資の動向などの要因により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

#### (5) 特定の販売先への依存度が高いことについて

当社グループには販売実績の10%を超える販売先が存在しております。当社グループとしましては、これらの主要顧客との取引を維持・継続するために、「第2事業の概況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題 既存販売先との取引関係の維持及び新規販売先の開拓」に記載した事項及び、今後の金融商品のニューノーマルな環境下において予想される非対面による遠隔コンサルティングシステムの開発・提供等により、先端的なシステム開発や技術に係る連携を強化することに加えて、新規顧客の開拓を進め顧客基盤のより一層の拡大等に努めております。しかし、主要顧客の営業方針の変更及びシステム投資規模の減少等、その他の理由により主要顧客との取引が終了ないし大幅に縮小した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 知的所有権について

当社グループの開発するソフトウェアの著作権等の知的所有権は、当社グループに帰属し、当社グループ独自のものであると考えております。しかし、当社グループの認識の範囲外で第三者の知的所有権を侵害したり、逆に第三者が当社グループの知的所有権を侵害する可能性があります。第三者の知的財産権を侵害した場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(7) 業績の季節変動について

当社グループの主たる事業である受託開発事業は、主要な顧客である生命保険会社等の金融機関のIT投資予算の制約を受けること、近年は生命保険会社の新商品販売時期が10月頃に偏重する傾向にあることから、売上高、営業利益、経常利益とも1月から3月(第2四半期)及び7月から9月(第4四半期)に偏重する傾向があります。また、検収基準で売上高を計上する案件があることから、何らかの理由により検収時期が翌期にずれ込んだ場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 人材の確保について

当社グループは金融商品取引法に準拠したシステムの開発販売及びコンサルティングを行っており、新たなサービスを開発、展開していくためには、常に優秀な人材を確保しなければなりません。開発スキルが多様化する中、求める開発スキルを明確にした採用活動を行うことにより、現時点においては必要な人材を確保しておりますが、高度な能力を持つ人材は流動化が進行しており、将来も継続して必要な人材を確保できるかどうかについては不確定であり、十分な人材を確保できない場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(9) 情報セキュリティ管理について

当社グループは顧客の情報システムを構築する過程において、個々の顧客業務内容等の機密情報を入手し得る立場にあることから、個人情報を含めた情報管理のため入退出管理、アクセス可能者の制限、アクセスログ取得等のセキュリティ対策を講じる等、情報管理体制の整備強化に努めており、情報セキュリティマネジメントの国際標準であるISO27001の認証を取得しております。

しかしながら、今後、当社グループの過失や第三者による不法行為等によって顧客の個人情報や機密情報、当社グループが保有する個人情報等が外部へ流出した場合には、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(10) 自然災害、事故等について

当社グループでは、自然災害、事故等に備え、バックアップサーバーの分散化、定期的バックアップ、稼働状況の監視によるシステムトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、大地震、台風等の自然災害や事故等により、設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生した場合、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である北山雅一(以下、同氏といいます。)は、当社の創業者であり、会社設立以来の最高経営責任者であります。経営方針や事業戦略の決定やその実行において重要な役割を果たしております。

当社においては、特定の人物に依存しない体制を構築するべく、幹部社員の情報共有や権限の委譲によって同氏に過度に依存しない組織体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を遂行することが困難になった場合、新規案件の獲得等に影響を及ぼす可能性があります。

(12) ストック・オプションの権利行使による株式価値の希薄化について

ストック・オプション制度は、企業価値と役員個々の利益を一体化し、ベクトルの共有や目標の達成等組織における職務の動機付けを向上させることを目的として導入し、今後も資本政策の中で慎重に検討しつつ、継続的に実施してまいりたいと考えております。

本書提出日の前月末における潜在株式数は76,900株であり、発行済株式総数の1.3%に相当しておりますが、権利行使された場合には、当社グループの1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(13) 業界全体の動向および法令改正等の状況について

当社グループの売上高は生命保険会社に大きく依存しております。このため、保険商品の販売動向、新商品の販売数及び保険業法等の生命保険業界に関連する法令の改正等が当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

##### 業績

当連結会計年度において当社グループは、生命保険会社向けの ライフプランニングシステム、 生保設計書・申込書作成システム、 生保販売・引受・保全業務の全プロセスを、ペーパーレス化、省力化し、さらに今後のニューノーマルとなる非対面による遠隔コンサルティングシステムの開発提供を展開しております。そして、 米国で急速に浸透しつつある複数の投資目標の達成確率を予想するゴールベースプランニングプラットフォーム、 団塊の世代の経営者を主たる対象とした統合資産管理システム、事業承継・財産承継システムの構築・販売及び使用料課金を拡大しております。さらに、 当該クラウドシステムを活用した資産管理コンサルティング業務の獲得に努力いたしました。

さらに、大手金融グループより銀行・信託・証券会社三位一体による人生100年時代、大相続時代の到来を背景としたゴールベースプランニングシステム、相続・財産承継システムの大型開発案件の受託プロジェクトを継続するとともに、地域金融機関、金融商品仲介業者、FP、会計事務所向けにクラウドコンピューティングによる統合資産管理システムの使用料課金の拡大に努めました。また生保レガシーシステムのD 化というべき住宅ローン団体信用保証のクラウドシステム化を新規に受託いたしました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の再拡大による緊急事態宣言が当期も継続し、生保各社の新商品投入プロジェクトがほぼ2021年10月末まで延期されたため、当連結会計年度の売上高は6,631,364千円（前年度比3.6%減）、営業利益は120,496千円（前年度比28.8%減）、経常利益は117,898千円（前年度比30.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は69,568千円（前年度比22.1%減）となりました。

なお、当社グループはシステム開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。事業の売上区分別の業績は次のとおりであります。

##### (受託開発)

生命保険会社向けの ライフプランシステム、 エステートプランシステム、 生保設計書システム、 生保申込書システム、 生命保険契約ペーパーレスシステム、 生保販売業務の省略化、効率化、自動化を実現するフロントエンドシステム、非金融機関向けの統合資産形成アドバイスシステム等の開発販売の結果、当連結会計年度の受託開発売上高は6,265,085千円（前年度比4.6%減）となりました。

##### (使用許諾・保守運用)

ライフプランシステム等で使用する、CAPライブラリ（CAP / Lib）について、使用許諾契約や保守契約は引続き堅調であり、使用許諾・保守運用売上高は326,793千円（前年度比13.5%増）となりました。

##### (その他)

システムプラットフォームを活用した富裕層向けの資産管理コンサルティング契約の獲得を進め、その他売上高は39,484千円（前年度比53.0%増）となりました。

##### キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて475,974千円増加し、1,869,704千円となりました。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、996,622千円の収入（前連結会計年度は458,280千円の支出）となりました。これは主として税金等調整前当期純利益122,093千円、減価償却費223,372千円、売上債権の減少541,448千円、たな卸資産の減少52,325千円を計上した一方で、法人税等の支払額87,783千円を計上したこと等によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、525,357千円の支出（前連結会計年度は362,459千円の支出）となりました。これは主として無形固定資産の取得による支出493,912千円、有形固定資産の取得による支出16,118千円を計上したこと等によるものであります。



(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、4,710千円の収入（前連結会計年度は21,450千円の支出）となりました。これは主として長期借入れによる収入800,000千円を計上した一方で、長期借入金の返済による支出652,894千円、配当金の支払額91,331千円を計上したこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

当社グループは、システム開発事業の単一セグメントのため、生産、受注及び販売の状況については、売上の区分別に示しております。

a. 生産実績

当連結会計年度における受託開発売上の生産実績は、次のとおりであります。なお、他の売上区分については生産に相当する事項がないため、生産実績に関する記載はしてありません。

売上区分	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	金額	前年同期比(%)
受託開発 (千円)	6,200,793	93.7
合計 (千円)	6,200,793	93.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 金額は、販売価格で記載しております。

b. 受注実績

当連結会計年度における受託開発売上の受注実績は、次のとおりであります。なお、他の売上区分については受注生産を行っていないため、受注実績に関する記載はしてありません。

売上区分	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)			
	受注高	前年同期比(%)	受注残高	前年同期比(%)
受託開発 (千円)	5,547,061	88.7	1,439,488	84.6
合計 (千円)	5,547,061	88.7	1,439,488	84.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2. 金額は、販売価格で記載しております。

## c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を売上区分別に示すと、次のとおりであります。

売上区分	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	金額	前年同期比(%)
受託開発 (千円)	6,265,085	95.4
使用許諾・保守運用 (千円)	326,793	113.5
その他 (千円)	39,484	153.0
合計 (千円)	6,631,364	96.4

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 「その他」は、富裕層向けコンサルティング、セミナー開催等に関する売上であります。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ソニー生命保険(株)	2,867,151	41.7	3,069,939	46.3
三井住友海上 あいおい生命保険(株)	689,684	10.0	572,688	8.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

## 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されておりますが、この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者により一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、それが資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。

これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表作成にあたって採用している重要な会計方針及び見積りの詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」を参照ください。

当社グループでは、現状の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当該感染症に伴う影響が翌連結会計年度末までに徐々に正常化すると仮定に基づき、固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性などの見積りを行っております。

## 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

## a. 経営成績等

## 1) 経営成績の分析

## (売上高)

生命保険会社向けの ライフプランニングシステム、生保設計書・申込書作成システム、生保販売引受保全業務のペーパーレス化、省力化、効率化、自動化、非対面化を実現するフロントエンドシステムの横展開、生保住宅ローン団体信用保証プロジェクトの新規受託 大手金融グループ向けゴールベースプランニングシステム、相続事業承継・財産承継システム等の受託プロジェクトの進捗の結果、当連結会計年度の売上高は6,631,364千円(前年度比3.6%減)となりました。

(営業利益)

今後の対面金融商品販売のニューノーマルとなる非対面遠隔コンサルティングシステム等の積極的な営業活動を行う一方で、当社主力の生保受託ビジネスについては2021年9月末まで回復が緩やかであり、営業利益は120,496千円(前年度比28.8%減)となりました。

(経常利益)

営業外収益として、受取利息及び配当金を11,058千円計上しました。また、営業外費用として、支払利息を19,031千円計上しました。この結果、経常利益は117,898千円(前年度比30.9%減)となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

法人税等合計を52,524千円計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は69,568千円(前年度比22.1%減)となりました。

2) 財政状態の分析

<資産>

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べて186,836千円増加し、5,866,351千円となりました。

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産合計は、前連結会計年度末に比べて169,086千円減少し、3,611,611千円となりました。これは主として現金及び預金が475,978千円増加した一方で、売掛金が541,448千円、仕掛品が52,325千円減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産合計は、前連結会計年度末に比べて355,922千円増加し、2,254,740千円となりました。これは主としてソフトウェアが286,536千円、投資有価証券が85,399千円増加したこと等によるものであります。

<負債>

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べて157,839千円増加し、2,629,154千円となりました。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債合計は、前連結会計年度末に比べて42,870千円増加し、1,750,453千円となりました。これは主としてその他に含まれる未払消費税等が92,707千円増加した一方で、短期借入金が50,000千円減少したこと等によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債合計は、前連結会計年度末に比べて114,969千円増加し、878,701千円となりました。これは主として長期借入金が91,735千円増加したこと等によるものであります。

<純資産>

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて28,996千円増加し、3,237,197千円となりました。これは親会社株主に帰属する当期純利益を69,568千円、剰余金の配当を91,311千円計上したこと、及びその他有価証券評価差額金が52,342千円増加したこと等によるものであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因の詳細につきましては、「第2事業の状況 2事業等のリスク」を参照ください。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況については、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」を参照ください。

当社グループは、企業体質の強化を図りながら持続的な企業価値の向上を進めるにあたり、事業運営上必要な資金を、安定的に確保することを基本方針としております。

当社グループの資本の財源は、主に営業キャッシュ・フローで生み出した資金を源泉とし、必要に応じて資金調達を行っております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は1,652,988千円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は1,869,704千円となっております。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、事業の収益力を表す経常利益を重視し、拡大を目指しております。当連結会計年度におきましては、経常利益117,898千円を計上いたしました。引続き事業の継続的な拡大を通じて企業価値を向上させてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は508,343千円であり、主な内容はサービス提供目的のソフトウェア開発費用272,574千円及び自社利用ソフトウェア開発費用221,338千円であります。

なお、当社グループは、システム開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

#### 2 【主要な設備の状況】

主要な設備の内容は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2021年9月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)	
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	ソフトウェア 仮勘定		合計
本社 (大阪市北区)	本社機能 システム開発施設	23,706	12,264	29,678	236,252	301,902	110
東京事務所 (東京都港区等)	システム開発施設	258,372	21,693	396,065	261,439	937,571	179
福岡開発センター (福岡市博多区)	システム開発施設	7,243	566			7,809	5

- (注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。  
 2. 現在休止中の設備はありません。  
 3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。  
 4. 当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。  
 5. 上記の事業所は全て賃借中のものであります。年間賃借料は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料(千円)
本社 (大阪市北区)	本社機能 システム開発施設	86,774
東京事務所 (東京都港区等)	システム開発施設	319,203
福岡開発センター (福岡市博多区)	システム開発施設	16,568

##### (2) 国内子会社

重要な設備はありません。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,708,496	5,708,496	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	5,708,496	5,708,496		

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、以下のとおりであります。

## 第2回新株予約権 2018年5月14日取締役会決議

決議年月日	2018年5月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 5 当社従業員 75
新株予約権の数(個)	304 [ 301 ] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 60,800 [ 60,200 ] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,710 (注) 2
新株予約権の行使期間	2020年5月15日～2028年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,710 資本組入額 1,355
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当 社子会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地 位にあることを要するものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を 認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権は、譲渡できないものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前  
月未現在(2021年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月未現在における内容を  
[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。  
また、2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は200株であります。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1 個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下、又は の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記注1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記注2. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記決議に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

### 第3回新株予約権 2019年5月14日取締役会決議

決議年月日	2019年5月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（社外取締役を除く） 1 当社従業員 14
新株予約権の数（個）	26（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,630（注）2
新株予約権の行使期間	2021年5月15日～2029年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,630 資本組入額 815
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2021年9月30日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年11月30日）現在において、これらの事項に変更はありません。

#### （注）1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合に



は、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下、又はの各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

## 第4回新株予約権 2020年2月7日取締役会決議

決議年月日	2020年2月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 1 当社従業員 48
新株予約権の数(個)	78[76](注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,800[7,600](注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,488(注)2
新株予約権の行使期間	2022年2月8日~2030年2月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,488 資本組入額 744
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年11月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

## (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、本総会終結後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下、又はの各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

### 3. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

## 第5回新株予約権 2021年7月26日取締役会決議

決議年月日	2021年7月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 35
新株予約権の数(個)	67 [ 65 ] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 6,700 [ 6,500 ] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,078 (注) 2
新株予約権の行使期間	2023年7月27日～2031年7月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,078 資本組入額 539
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2021年9月30日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年11月30日)現在において、これらの事項に変更はありません。

## (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、本総会終結後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、

当該終値を行使価額とする。

ただし、以下、又はの各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。

## (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記2. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

## (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

## (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

## 第6回新株予約権 2021年12月24日定時株主総会決議

決議年月日	2021年12月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	未定
新株予約権の数(個)	100(従業員100を上限とする。) (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,000(従業員10,000を上限とする。) (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後10年を経過する日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	未定
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役および従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

## (注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、本総会終結後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

## 2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

ただし、以下、又はの各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で募集株式の発行又は自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、又は当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

### 3. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。



- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記１．に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される１個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。  
再編成後払込金額は、組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記２．で定められる行使価額を調整して得られる額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2016年10月6日 (注)1	160,000	1,177,924	147,200	300,440	147,200	181,506
2016年11月7日 (注)2	24,000	1,201,924	22,080	322,520	22,080	203,586
2016年11月30日～ 2017年3月22日 (注)3	108,800	1,310,724	40,800	363,320	40,800	244,386
2017年4月1日 (注)4	1,310,724	2,621,448		363,320		244,386
2017年12月12日～ 2018年3月14日 (注)3	12,800	2,634,248	2,400	365,720	2,400	246,786
2018年9月14日 (注)5	220,000	2,854,248	569,525	935,245	569,525	816,311
2019年3月1日 (注)6	2,854,248	5,708,496		935,245		816,311

(注) 1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,000円

引受価額 1,840円

資本組入額 920円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

引受価額 1,840円

資本組入額 920円

割当先 野村証券株式会社

3. 新株予約権の行使による増加

4. 2017年3月9日開催の取締役会決議により、2017年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

5. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 5,462円

引受価額 5,177.50円

資本組入額 2,588.75円

6. 2019年2月8日開催の臨時取締役会決議により、2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

## (5) 【所有者別状況】

2021年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		13	22	59	24	8	5,762	5,888	
所有株式数 (単元)		14,213	1,191	10,532	2,258	25	28,844	57,063	2,196
所有株式数 の割合(%)		24.91	2.09	18.45	3.96	0.04	50.55	100.00	

(注) 自己株式1,550株は、「個人その他」に15単元、「単元未満株式の状況」に50株を含めて記載しております。

## (6) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
合同会社フィンテックマネジメント	大阪市北区堂島浜2丁目2-28	880,600	15.43
特定有価証券信託受託者株式会社SMB C 信託銀行(注)1	東京都千代田区丸の内1丁目3-2	681,600	11.94
北山 雅一	兵庫県芦屋市	499,200	8.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	241,400	4.23
株式会社肥後銀行	熊本市中央区練兵町1番地	178,800	3.13
ソニー生命保険株式会社	東京都千代田区大手町1丁目9番2号	172,000	3.01
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 COLL EQUITY (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1 ANGEL LANE LONDON - NORTH OF THETHAMES UNITED KINGDOM EC4R 3AB (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	124,852	2.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	101,000	1.77
洪 竣	東京都文京区	92,100	1.61
里見 努	兵庫県宝塚市	91,800	1.61
馬野 功二	兵庫県西宮市	91,800	1.61
計	-	3,155,152	55.29

(注) 1. 信託契約に基づいて、委託者兼受益者である当社の代表取締役社長北山雅一の親族が信託したものであり、議決権は、委託者兼受益者の指図により行使されることとなります。

2. 2021年11月30日までに公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

また、当社は2019年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、下記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

大量保有者	住所	提出日	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2018年9月28日	48,700	1.71
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	2018年9月28日	31,300	1.10
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	2018年10月15日	118,000	4.13

3. 2021年11月30日までに公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年9月30日における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

大量保有者	住所	提出日	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	2020年4月22日	200,000	3.50

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,704,800	57,048	
単元未満株式	普通株式 2,196		
発行済株式総数	5,708,496		
総株主の議決権		57,048	

(注) 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式50株が含まれております。

## 【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社キャピタル・ アセット・プランニング	大阪市北区堂島二丁目 4番27号	1,500		1,500	0.03
計		1,500		1,500	0.03

## 2 【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】 普通株式

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他( )				
保有自己株式数	1,550		1,550	

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、企業価値の継続的な向上が最も重要な株主還元と考えています。

剰余金の配当金額につきましては、事業収益及びキャッシュ・フローの状況等を基準に決定しますが、中長期的な事業発展のための内部留保を確保しつつ、株主への利益還元積極的に取り組んでいく方針であり、安定配当を基本方針として、配当性向20～30%程度を目処に利益還元していく予定であります。

なお、当社は配当を行う場合、株主総会の決議に基づき、期末配当にて年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としておりますが、会社法第454条第5項に基づき、毎年3月末日を基準日として、中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

また、内部留保資金については、既存事業の強化や新規事業展開のための設備投資・研究開発投資、並びに人材育成投資など、今後の事業展開に向けて活用し、将来の業績向上を通じて、株主への利益還元を図っていく方針です。

当事業年度は新型コロナウイルスの影響等により減収減益となりましたが、一方で安定的な配当の継続も考慮いたしまして、当事業年度の配当につきましては、1株当たり配当額11円(うち中間配当金6円)としております。この結果、当事業年度の配当性向は136.0%となりました。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2021年5月13日 取締役会	34,241	6
2021年12月24日 定時株主総会	28,534	5

(注) 2021年5月13日取締役会による1株当たり配当額には、東証一部市場変更記念配当1円が含まれております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本方針は、迅速な意思決定及び業務の執行、透明性及び公平性の確保された適時開示並びに法令遵守の徹底により、株主、顧客、社会、従業員等のステークホルダー各位から信頼される会社を目指すことであります。

そのための組織体制として、取締役会及び経営会議において、主要な経営課題の早期解決を図るとともに、会計監査人・監査役・内部監査室が協調して三様監査を行うことによる監査体制の強化、内部統制システム及びリスク管理体制の充実を図ることが重要であると考えております。

また、コンプライアンス委員会や内部通報制度により、法令違反行為あるいは企業倫理上問題のある行為を早期に把握し解決するよう努めるとともに、適時開示体制については、法令等で義務付けられた範囲に限定することなく、株主をはじめ、従業員や顧客に対しても積極的かつ適時に公正な情報開示を行う体制を構築してまいります。

#### 企業統治の体制の概要

##### イ 会社の機関の基本説明

取締役会及び監査役会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、監督に係る機関は以下のとおりであります。

##### 《取締役会》

取締役会は、会社法第2条第15号で定める社外取締役2名を含む7名の取締役で構成されており、毎月1回定例取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、当社経営の意思決定機関として会社法で定められた事項を決議するとともに、経営の基本方針ならびに経営上または業務執行上の重要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督します。構成員については、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。

##### 《監査役会》

監査役会を構成している監査役3名のうち2名は、会社法第2条第16号で定める社外監査役であります。監査役は、取締役の職務執行を監査しており、取締役会において取締役へ積極的な意見交換を求め、各種議案の判定に際して適切な助言を行うこと等により、経営の監視機能を高めております。また、監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を行い、監査役全員で協議を行った後、必要な決議を行っております。構成員については、「(2) 役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。

##### 《経営会議》

経営会議は、機動的な意思決定と経営情報の円滑な伝達などを行う機関であります。

経営会議は、取締役、監査役に加えて各部門の責任者が出席し、毎月1回開催しております。ただし、必要がある場合は臨時で開催しています。経営会議では、労務管理、納品後のシステムの障害発生状況、情報セキュリティ等の業務遂行に必要な情報の共有を行うとともに、全社共通インフラ(システム)の「基本構造計画および基本運営方針」および「システム・セキュリティポリシー」の決定・変更を行う場合は、審議を行い決議します。

《コンプライアンス委員会》

コンプライアンス委員会は、全社員のコンプライアンス意識の浸透、向上のために必要と判断される事項を選択提示し、全社的なコンプライアンス体制の充実を目的として設置した機関であります。

構成メンバーは、原則として、開発部門、営業部門、内部監査、管理部門を統括する者としており、また、監査役がオブザーバーとして出席しております。

コンプライアンス委員会の開催は原則として月1回とし、必要がある場合は臨時で開催を行うものとしております。

コンプライアンス委員会の主な役割は、早急に対処または改善すべきコンプライアンス上の問題を審議し、必要に応じて関係者に対して改善・是正に係る指示や勧告を行ない、全社的なコンプライアンスの充実を図ることにあります。

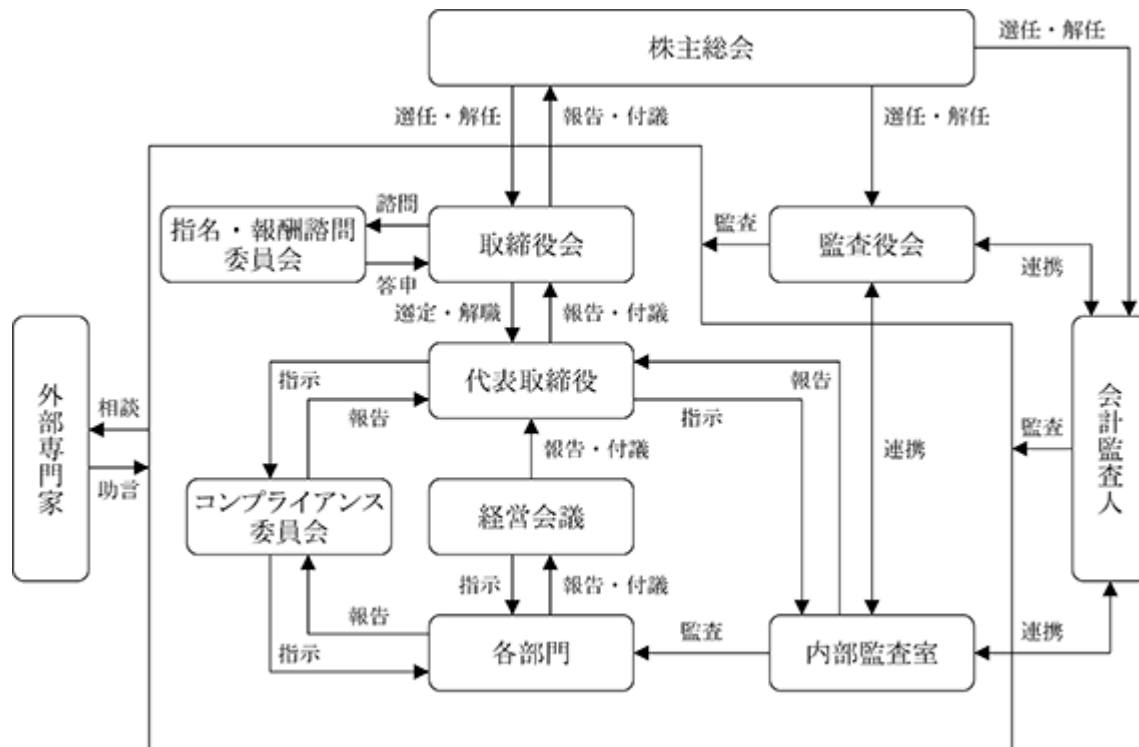
《指名・報酬諮問委員会》

指名・報酬諮問委員会は代表取締役1名、独立社外取締役2名（委員長含む）、独立社外監査役1名の4名の役員、うち半数以上は社外取締役で構成された取締役会の任意の諮問機関であります。

取締役の指名や報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性および監督機能の強化し、コーポレートガバナンス体制のより一層充実を図っております。

□ 会社の機関・内部統制の模式図

本書提出日現在における当社の機関及び内部統制の模式図は、以下のとおりです。



## 八 内部統制システムの整備状況

当社は、2012年6月28日開催の定時株主総会にて監査役会設置会社へ移行したことにともない、会社法第362条第5項の内部統制システムの整備に関する基本方針を策定し、2012年6月28日開催の取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### 「内部統制システムの整備に関する基本方針」

- a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、役職員のコンプライアンス意識の浸透や向上のために必要と判断される事項を実行し、全社的コンプライアンス体制の充実を図る。
  - ・内部通報制度を整備し、法令違反行為あるいは企業倫理上問題のある行為を早期に把握し解決するよう取り組む。
  - ・内部監査室の内部監査を通じて、グループ会社のコンプライアンスの運用状況を監視、検証し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
  - ・監査役は、監査役監査規程等に基づき、取締役会に出席するほか、業務執行状況の調査等を通じて、取締役の職務の執行を監査する。
- b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、法令、文書管理規程、情報セキュリティマネジメントシステム基本マニュアルに基づき、文書または電磁的媒体により記録の上、適切に管理、保存する。
- c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・職務執行に係るリスクについては、各部門の責任者が権限の範囲内にてリスクを評価し、対応策を検討する。特に重要な案件や担当部門の権限を越えるものについては、取締役会または経営会議で審議し、意思決定を行うとともに、その後も継続的にモニタリングを実施する。
- d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は、業務分掌規程及び職務権限規程、稟議規程等を制定し、これらの規程に基づき使用人に権限を委譲し、決裁権限を明確にすることにより、職務の執行を円滑なものとする。
  - ・業務執行の管理・監督を行うため、定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
  - ・取締役会において月次業績の分析・評価を行い、必要な措置を講じる。
- e) グループ会社における業務の適正を確保するための体制
  - ・グループの企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループの経営理念に基づき「CAPグループ会社行動憲章」を定め、企業集団として理念及び統制環境の統一に努めるものとする。
  - ・当社は、子会社の経営管理について、「子会社管理規程」を定め、子会社の重要な職務執行に関し、当社が承認又は報告を受けることとする。
  - ・当社の内部監査部門は、子会社を監査対象に含め、グループ会社の内部監査を実施する。
  - ・子会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役として派遣し、グループ会社全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- f) 財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価のための体制
  - ・グループ会社における財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムの整備状況及び運用状況の評価を定期的実施し、不備が発見された場合は速やかに是正を行い、内部統制が有効かつ適切に機能する体制を維持する。
- g) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該補助使用人を指名することができる。
  - ・指名された補助使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、監査役以外からの指揮命令は受けないものとする。



- ・指名された補助使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、監査役との事前協議を経て決定する。
- h) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ・監査役は、取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
  - ・監査役は、必要に応じてグループ会社の取締役、使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受けることができる。
  - ・グループ会社の役職員は、グループ会社において業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告を行う。
- i) 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - ・監査役は、グループ会社の取締役または使用人から得た情報について、第三者に対する報告義務を負わない。
  - ・監査役に報告をした者が、当該報告を理由として人事上その他一切の点で、当社から不利益な取扱いを受けない。
- j) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- k) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - ・代表取締役は、監査役と必要に応じて意見交換を行う。
  - ・監査役は、会計監査人から会計監査についての説明を受け、定期的に情報交換を行う。
  - ・監査役と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
  - ・監査役が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

#### 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明性を高め、迅速な意思決定が出来るように、社外取締役を含む取締役会において取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定、経営会議において取締役会付議事項及びその他社内規程に定められた事項の決定をしております。また、社外監査役を含む監査役会における監査・監視のほか取締役間の相互牽制により適正なコーポレート・ガバナンスが確保されているものと考えております。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### イ リスク管理体制の整備の状況

当社は、2012年6月28日開催の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。当該基本方針には、損失の危険の管理に関する事項が含まれており、リスク管理・コンプライアンス等の内部統制関連事項は、総務人事部門を担当する取締役が統括する旨を定めております。

当社リスク管理として、重要事業領域たる開発部門にかかるリスクへの対応を喫緊課題として、「情報セキュリティ」、「品質管理」及び全社にかかるリスクとして「コンプライアンス」を認識し、規程類の制定、会議体の創設、グループウェアを活用し社内周知徹底等の対応を行っております。なお、必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を構築しております。

また現状においては、内部統制システム整備に関する基本方針に記載のとおり、職務執行に係るリスクは、各部門の責任者が権限の範囲内にてリスク評価・対応策の検討を行い、特に重要な案件や担当部門権限を越えるものは、取締役会または経営会議にて審議・意思決定され、継続的モニタリングを実施しております。

##### ロ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く)、監査役及び会計監査人との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。この定めに基づき、取締役 名越秀夫、取締役 坂本忠弘、監査役 森本千晶、監査役 鶴川正樹、監査役 川上章夫と責任限定契約を結んでおります。また、当社と会計監査人は責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価と

して受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度(責任の原因となる事実が生じた日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る)ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### ハ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役並びに監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D & O保険)契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求がなされたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしており、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、当該保険契約では、私的な利益又は便宜の供与を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、被保険者である対象役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

#### ニ 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨、定款に定めております。

#### ホ 取締役の選任

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

#### ヘ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### ト 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### チ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### リ 自己株式の取得

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性9名、女性1名（役員のうち女性の比率10.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 コーポレートガバナンス 統括経営部担当	北山 雅一	1957年2月18日	1979年11月 監査法人中央会計事務所入所 1983年2月 公認会計士登録 1985年2月 陽光監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1985年7月 北山雅一公認会計士・税理士事務所を開設し代表に就任(現任) 1990年4月 当社設立 代表取締役社長(現任)	(注)3	499,200
専務取締役 品質管理部担当 システムソリューション 事業本部担当兼 システムソリューション 第1事業部事業部長兼 SS企画事業部事業部長兼 SSHR事業部事業部長	里見 努	1969年5月30日	1992年4月 日本コンピューター・システム株式会社入社 1997年8月 当社入社 2007年10月 プロダクトソリューションディビジョン 部長 2010年4月 当社執行役員 特別開発ディビジョン 統括部長 2011年6月 当社取締役 2014年4月 当社取締役 システムソリューション事業本部 副本部長 2015年12月 当社取締役 システムソリューション事業本部 本部長(現任) 2017年12月 当社常務取締役就任 2018年12月 当社専務取締役就任(現任) 2019年1月 株式会社インフォーム代表取締役 2021年4月 当社システムソリューション事業本部システムソリューション第1事業部事業部長(現任)兼SS企画事業部事業部長(現任)兼SSHR事業部事業部長(現任)	(注)3	91,800
取締役 総務人事部担当兼 財務経理部部長	青木 浩一	1963年8月23日	1988年10月 監査法人三田会計社(現有限責任監査法人トーマツ)東京事務所入所 1992年8月 公認会計士登録 2011年12月 当社入社 2015年1月 当社総務経理管理部部长 2016年12月 当社取締役 財務経理部部长(現任) 2019年12月 当社取締役 総務人事部担当(現任)	(注)3	2,400
取締役 システム管理部担当 システムソリューション 事業本部副本部長兼 システムソリューション 第2事業部事業部長	安藤 恵郎	1978年6月20日	2006年11月 当社入社 2017年5月 当社システム開発第4部部长 2018年10月 当社システムソリューション事業本部副本部長(現任) 2018年12月 当社取締役(現任) 2019年4月 当社システムソリューション事業企画部部长 2021年4月 当社システムソリューション事業本部システムソリューション第2事業部事業部長(現任)	(注)3	1,600
取締役 コンサルティング部担当	神田 裕介	1963年5月3日	1986年4月 日本航空株式会社入社 2000年4月 株式会社NTTドコモ入社 2007年4月 株式会社ACCESS入社 2011年2月 Lotaris株式会社代表取締役 2013年7月 Tapjoy Japan株式会社代表取締役 2019年8月 初音企画株式会社代表取締役(現任) 2020年3月 TradFit株式会社取締役副社長 2021年7月 当社入社 2021年8月 当社執行役員 2021年12月 当社取締役(現任)	(注)3	3,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	名越秀夫	1955年3月2日	1983年4月 1990年12月 1992年11月  2008年3月  2010年1月  2015年12月	第一東京弁護士会 弁護士登録 山崎法律特許事務所入所 生田・名越法律特許事務所(現 インテックス法律特許事務所)開 設 同事務所代表(現任) ソフトブレン株式会社監査役  アマタホールディングス株式会 社監査役(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	
取締役	坂本忠弘	1966年8月16日	1990年4月 2006年7月 2007年10月  2008年8月 2015年12月  2016年6月  2018年12月 2020年7月	大蔵省(現財務省)入省 財務省退官 地域共創ネットワーク株式会社 設立 同社代表取締役(現任) コモンズ投信株式会社取締役 P C Iホールディングス株式会 社取締役 京都信用金庫非常勤理事 (現任) 当社取締役(現任) ヒューマンキャピタルバンク株 式会社設立 同社代表取締役社 長(現任)	(注)3	
常勤監査役	森本千晶	1956年12月2日	1980年4月  2003年11月 2005年6月 2007年4月  2009年4月 2013年4月 2017年12月 2019年1月  2021年6月	株式会社近畿相互銀行(現株式会 社関西みらい銀行)入行 箕面あお出張所 所長 人事部 研修室長 住吉支店長(住吉エリア 統括 営業部長) 人事部 部長 常勤監査役 当社監査役(現任) 株式会社インフォーム監査役 (現任) A G S 株式会社社外取締役(現 任)	(注)5	
監査役	鶴川正樹	1954年6月27日	1977年4月 1982年10月 1986年3月 1989年11月  1999年3月  2000年4月 2000年12月 2007年7月 2013年4月  2013年6月  2018年4月	武蔵野市役所入所 監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 パークレイズ信託銀行株式会社 (現 ブラックロック・ジャパン 株式会社)入行 鶴川公認会計士事務所開設 同事務所代表(現任) 当社入社 当社監査役(現任) 監査法人ナカチ社員(現任) 青山学院大学大学院会計プロ フェッション研究科特任教授 株式会社アドウェイズ社外監査 役(現任) 学校法人武蔵野大学経営学部教 授(現任)	(注)4	12,800
監査役	川上章夫	1951年7月22日	1979年11月 1980年1月  1983年9月 1988年4月  1992年11月  2016年12月 2018年6月  2021年9月	中谷公認会計士事務所入所 陽光監査法人(現 EY新日本有限 責任監査法人)入所 公認会計士登録 公認会計士川上章夫事務所開設 同事務所代表(現任) バルコンサルタンツ株式会社代 表取締役(現任) 当社監査役(現任) 株式会社ラ・クウ代表取締役社 長(現任) K & P パートナース税理士法人 代表社員(現任)	(注)4	14,800
計						625,600

- (注) 1. 取締役名越秀夫及び坂本忠弘は、社外取締役であります。  
2. 監査役森本千晶及び川上章夫は、社外監査役であります。  
3. 2021年12月24日開催の定時株主総会終結の時から、2023年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
4. 2019年12月24日開催の定時株主総会終結の時から、2023年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
5. 2021年12月24日開催の定時株主総会終結の時から、2025年9月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
6. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査

役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
久堀好之	1954年1月18日	1987年4月 1990年2月 1990年5月 1993年4月 2003年6月	陽光監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人入所) 公認会計士登録 税理士登録 久堀好之公認会計士・税理士事務所開設 株式会社ライオン事務器 社外監査役就任(現任)	(注)	1,600

(注) 補欠監査役の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

#### 社外役員の状況

当社は、社外取締役につきましては、名越秀夫及び坂本忠弘の2名を、社外監査役につきましては、森本千晶及び川上章夫の2名を選任しております。社外取締役及び社外監査役との間に、人的関係、資本的關係または取引関係その他特別な利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に選任しております。

当社社外監査役および社外取締役は全員独立役員であり、毎月1回開催される取締役会及び監査役会に出席し、当社取締役の業務執行の状況を監視するほか、内部監査室における内部監査の状況、会計監査人による会計監査報告の内容、内部統制システムの構築状況を監視し、必要に応じてそれぞれの関係部門と連携をとり、業務の適正化を図っております。

#### (3) 【監査の状況】

##### 監査役監査の状況

監査役監査は、監査役監査規程に基づき取締役会への出席、その他社内の重要会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて、取締役の職務執行における適法性及び妥当性を検証し、経営意思決定プロセスが経営判断原則に基づいているかに重点を置いた監査を実施しています。

なお、監査役鶴川正樹及び川上章夫は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役は、内部監査責任者及び会計監査人と必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、効率的な監査を実施するよう努めております。

当事業年度において当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役(社外) 森本千晶	13回	13回
監査役 鶴川正樹	13回	13回
社外監査役 川上章夫	13回	13回

監査役会における主な検討事項として、取締役会への提出議案及びその関連書類、重点監査項目の監査状況、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等について検討しております。

常勤監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するほか、稟議書等の重要書類の閲覧、取締役等へのヒアリングを実施するなど、客観的・合理的な監査を実施しております。

内部監査の状況

当社は、内部監査室(専任者2名)を設置し、当社の制度、組織、業務活動等の有効性及び効率性、コンプライアンスへの適合性を検証(点検、分析、照合、比較、評価、確認)し、改善のための提言又は是正のための勧告を行い、資産の保全、経営効率及び財務報告の信頼性の向上を行っております。

会計監査の状況

イ 監査法人の名称

仰星監査法人

ロ 継続監査期間

2014年以降

ハ 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 田邊太郎

指定社員 業務執行社員 坂戸純子

ニ 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他3名であります。

ホ 監査法人の選定方針と理由

監査役会は、監査法人の選定に関し、日本監査役協会の指針に例示されている会計監査人の評価基準項目などに則り評価を行い、監査法人が独立性・専門性を有することを確認したうえで選定しております。監査法人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会で定めた「会計監査人の解任又は不再任に関する方針」に基づき、監査役会が監査法人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出することとしております。

ヘ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査法人の評価については、監査法人の独立性及び必要な専門性を有すること、当社の業界に精通するとともに、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を遂行できる相応の規模を有すること、監査体制が整備されていること、監査の対象範囲や日程等具体的な監査計画及び監査費用が合理的かつ妥当であることを評価基準とし、監査実績を踏まえた上で、監査法人を総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	22,000		22,000	
連結子会社				
計	22,000		22,000	

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(イを除く)

該当事項はありません。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容  
該当事項はありません。

ホ 監査報酬の決定方針

当社は、監査公認会計士当に対する報酬の額を、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しています。

ヘ 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な書類の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬の見積りの算定根拠などを確認し、審議いたしました。その結果、監査品質の確保及び会計監査人の独立性の担保は妥当であり、報酬等の額は適切であると判断しました。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年11月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を次のとおり決議しております。また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

（基本方針）

当社の取締役の報酬は、当社の持続的成長と企業価値の中長期的向上を動機づけるものとし、当社が取締役に求める行動指針に従って、職責を全うする優秀な人材を確保できる水準とすることを基本方針とする。

（個人別報酬等の額の決定方針）

当社の取締役の基本報酬は、現金による月例の固定報酬とし、基本方針に従って、各取締役の職務内容・職責に応じ、会社の業績や他社水準なども考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

（非金銭報酬等の内容及び額または算定方法の決定に関する方針）

取締役（社外取締役を除く。）に対して、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬限度額の範囲内において、譲渡制限付株式割当に必要な金銭報酬債権額を支給する。個別の取締役に支給する譲渡制限付株式報酬に係る金銭報酬債権の金額は、各取締役の職務内容・職責に応じ、総合的に勘案して決定するものとする。

（取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針）

各取締役の個人別の報酬等の決定については、透明性、客観性および合理性を確保するため、指名・報酬諮問委員会による審議を経て、その答申に基づき、取締役会決議により決定するものとする。

役員報酬については、取締役及び監査役それぞれについて年間役員報酬額を定時株主総会で決議しており、その範囲内で支給することとしております。当社の役員報酬の限度額は、2016年12月21日開催の第28回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額年額5億円以内（うち社外取締役分は年額4千万円以内）、監査役の報酬限度額年額5千万円以内と決められております。

各取締役の報酬については、透明性、客観性及び合理性を確保するために、2020年6月1日付にて、指名・報酬諮問委員会を設置し、株主総会の報酬総額の限度の範囲内で、同委員会による審議を経て、その答申に基づき、取締役会決議により決定するものとしております。また、各監査役の報酬については、監査役会における監査役の協議により決定しております。

指名・報酬諮問委員会の委員は4名で構成し、うち半数以上を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役より選任することとしております。同委員会は、当事業年において計11回開催し、報酬の基本設計の審議、企業価値向上を促す報酬設計について審議を行っており、取締役会はその答申を斟酌の上、各取締役の個人別の報酬等を決定していることから、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	198,365	184,920	445	13,000	5
監査役 (社外監査役を除く)	5,040	5,040			1
社外役員	33,640	32,640		1,000	4

- (注) 1. 非金銭報酬等は、ストックオプションとして付与した、当事業年度に係る株式報酬費用計上額を記載しております。  
2. 退職慰労金につきましては、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

## 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

## 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

## (保有方針)

当社は収益の安定性確保のためには、金融機関及び非金融機関の新規顧客の獲得や、新事業領域の開拓が必要と考えており、当社の企業価値の向上及び成長に貢献すると判断される投資株式を保有していく方針です。

## (保有の合理性の検証方法)

政策投資を目的として保有するすべての株式について、事業状況、財務状況、事業計画の進捗及び重要な変更事項の有無について、調査、把握する他、成長性、収益性、取引関係強化等の保有意義及び経済合理性を確認して、保有の有無を判断しております。

## (取締役会等における検証の内容)

検証の結果、対象の投資株式はすべて上記保有目的及び経済合理性を満たしておりました。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	10,000
非上場株式以外の株式	2	412,094

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	10,000	株式会社青山財産ネットワークスとの一層の関係強化により更なる企業価値向上を実現するため。

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。



## c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社青山財産 ネットワークス	400,000	200,000	取引関係の維持強化のため保有しておりま す。(注)	無
	411,600	336,400		
第一生命ホールディ ングス株式会社	200	200	業界動向等の情報収集のため保有しておりま す。(注)	無
	494	295		

(注) 定量的な保有効果は記載が困難であるため、記載をしておりません。なお、保有の合理性については、a. に記載のとおりであります。

## みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年10月1日から2021年9月30日まで)の財務諸表について、仰星監査法人の監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等が主催する研修への参加及び財務・会計専門誌等の定期購読を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,415,073	1,891,052
売掛金	1,989,885	1,448,436
仕掛品	2 261,343	2 209,017
その他	114,971	63,517
貸倒引当金	576	412
流動資産合計	3,780,697	3,611,611
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	462,105	454,097
減価償却累計額	135,965	164,775
建物及び構築物(純額)	326,139	289,321
工具、器具及び備品	194,106	179,115
減価償却累計額	148,704	144,591
工具、器具及び備品(純額)	45,402	34,523
その他	5,761	5,761
減価償却累計額	4,417	5,569
その他(純額)	1,344	192
有形固定資産合計	372,885	324,037
無形固定資産		
ソフトウェア	139,300	425,837
ソフトウェア仮勘定	450,409	497,692
のれん	73,575	50,936
その他	930	930
無形固定資産合計	664,216	975,397
投資その他の資産		
投資有価証券	336,695	422,094
差入保証金	299,329	289,800
繰延税金資産	32,606	35,138
その他	193,083	208,271
投資その他の資産合計	861,715	955,305
固定資産合計	1,898,817	2,254,740
資産合計	5,679,515	5,866,351

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	296,646	272,351
短期借入金	600,000	550,000
1年内返済予定の長期借入金	516,801	572,172
未払法人税等	69,343	42,424
受注損失引当金	2 31,083	2 14,874
賞与引当金	15,378	16,663
その他	178,330	281,966
流動負債合計	1,707,582	1,750,453
固定負債		
長期借入金	438,993	530,728
役員退職慰労引当金	59,166	73,166
繰延税金負債	14,841	26,192
資産除去債務	154,448	152,419
その他	96,282	96,194
固定負債合計	763,732	878,701
負債合計	2,471,314	2,629,154
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	935,245	935,245
資本剰余金	816,311	816,311
利益剰余金	1,348,563	1,326,821
自己株式	691	691
株主資本合計	3,099,429	3,077,686
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	31,110	83,452
その他の包括利益累計額合計	31,110	83,452
新株予約権	77,660	76,057
純資産合計	3,208,200	3,237,197
負債純資産合計	5,679,515	5,866,351

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	6,880,005	6,631,364
売上原価	1 5,573,789	1 5,366,193
売上総利益	1,306,216	1,265,170
販売費及び一般管理費	2 1,136,998	2 1,144,673
営業利益	169,218	120,496
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,677	11,058
受取賃貸料	2,134	2,134
助成金収入	4,845	2,607
その他	1,154	833
営業外収益合計	18,811	16,633
営業外費用		
支払利息	17,332	19,031
その他	0	200
営業外費用合計	17,332	19,231
経常利益	170,696	117,898
特別利益		
新株予約権戻入益	1,165	4,194
特別利益合計	1,165	4,194
税金等調整前当期純利益	171,862	122,093
法人税、住民税及び事業税	81,175	66,761
法人税等調整額	1,400	14,237
法人税等合計	82,576	52,524
当期純利益	89,285	69,568
親会社株主に帰属する当期純利益	89,285	69,568

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
当期純利益	89,285	69,568
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,977	52,342
その他の包括利益合計	1 4,977	1 52,342
包括利益	94,262	121,910
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	94,262	121,910
非支配株主に係る包括利益		

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	935,245	816,311	1,379,123	691	3,129,989
当期変動額					
剰余金の配当			119,845		119,845
親会社株主に帰属する 当期純利益			89,285		89,285
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			30,560		30,560
当期末残高	935,245	816,311	1,348,563	691	3,099,429

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	26,133	26,133	54,854	3,210,977
当期変動額				
剰余金の配当				119,845
親会社株主に帰属する 当期純利益				89,285
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	4,977	4,977	22,805	27,783
当期変動額合計	4,977	4,977	22,805	2,777
当期末残高	31,110	31,110	77,660	3,208,200

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	935,245	816,311	1,348,563	691	3,099,429
当期変動額					
剰余金の配当			91,311		91,311
親会社株主に帰属する 当期純利益			69,568		69,568
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			21,742		21,742
当期末残高	935,245	816,311	1,326,821	691	3,077,686

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	31,110	31,110	77,660	3,208,200
当期変動額				
剰余金の配当				91,311
親会社株主に帰属する 当期純利益				69,568
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	52,342	52,342	1,602	50,739
当期変動額合計	52,342	52,342	1,602	28,996
当期末残高	83,452	83,452	76,057	3,237,197



## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	171,862	122,093
減価償却費	139,053	223,372
のれん償却額	22,638	22,638
株式報酬費用	23,971	2,591
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	14,000	14,000
賞与引当金の増減額(は減少)	4,140	1,285
貸倒引当金の増減額(は減少)	146	163
品質保証引当金の増減額(は減少)	2,880	
受注損失引当金の増減額(は減少)	25,336	16,209
受取利息及び受取配当金	10,677	11,058
新株予約権戻入益	1,165	4,194
支払利息	17,332	19,031
売上債権の増減額(は増加)	490,233	541,448
たな卸資産の増減額(は増加)	54,431	52,325
仕入債務の増減額(は減少)	20,612	24,294
その他	118,338	149,703
小計	279,857	1,092,570
利息及び配当金の受取額	10,677	11,058
利息の支払額	17,469	19,223
法人税等の支払額	171,631	87,783
営業活動によるキャッシュ・フロー	458,280	996,622
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	16,337	16,118
無形固定資産の取得による支出	302,666	493,912
投資有価証券の取得による支出		10,000
差入保証金の差入による支出	28,335	
差入保証金の回収による収入		9,528
保険積立金の積立による支出	15,993	15,993
その他	872	1,137
投資活動によるキャッシュ・フロー	362,459	525,357
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)		50,000
長期借入れによる収入	750,000	800,000
長期借入金の返済による支出	647,231	652,894
配当金の支払額	119,686	91,331
その他	4,532	1,063
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,450	4,710
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	842,191	475,974
現金及び現金同等物の期首残高	2,235,921	1,393,729
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,393,729	1 1,869,704

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

1社

主要な連結子会社の名称

株式会社インフォーム

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法

貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 3～10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。ただし、特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

品質保証引当金

製品納入後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして当連結会計年度に対応する発生予想額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、進行中の業務のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失見込額を計上しております。

賞与引当金

連結子会社の従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの開発契約に係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは、原価比例法)を、その他の契約については検収基準を適用しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減価償却費	147,073
ソフトウェア	396,065

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

算出方法

特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアは、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を減価償却費として計上しております。また、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用又は損失として処理することとしておりますが、当連結会計年度における処理はありません。

主要な仮定

見込販売収益は、締結済みの使用許諾契約の継続可能性及び翌連結会計年度以降の新規使用許諾契約の獲得可能性を考慮した販売計画を基礎として見積っております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

販売計画は、既存顧客との使用許諾契約の継続可能性及び見込顧客からの受注予測が反映されており、販売実績が販売計画から大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 工事進行基準の適用における工事原価総額の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
工事進行基準による売上高(未検収分)	800,617

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

算出方法

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては、工事進行基準を適用しております。工事進行基準による売上高は、進捗率に基づき測定し、進捗率はプロジェクトの開発原価総額の見積りに対する当連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

主要な仮定

開発原価総額の見積りにおける主要な仮定は、ソフトウェアの受託開発の作業内容に伴い発生が見込まれる作業工数等が挙げられます。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

ソフトウェアの受託開発は、プロジェクトの個性が強く、仕様や作業内容は顧客からの要望により決定します。顧客からの要望の高度化、あるいは契約時には予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れにより、当初の見積り以上の作業工数等が必要となる場合があります。この結果、進捗率が変動した場合においては、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会



(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「無形固定資産」の「その他」に含めていた「ソフトウェア」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に表示していた140,231千円は、「ソフトウェア」139,300千円、「その他」930千円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の追加情報に記載した新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定において、当連結会計年度中に概ね正常化すると仮定しておりましたが、現状の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、当該感染症に伴う影響が翌連結会計年度末までに徐々に正常化するとの仮定に変更し、固定資産の減損会計や繰延税金資産の回収可能性等に関する会計上の見積りを行っております。

なお、当該変更により、固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性等の見積りについては、重要な影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

- 1 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
当座貸越極度額	1,300,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	600,000千円	550,000千円
差引額	700,000千円	750,000千円

- 2 損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

受注損失引当金に対応する仕掛品の額

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
仕掛品	106,044千円	5,396千円

## (連結損益計算書関係)

## 1 売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
受注損失引当金繰入額	31,083千円	14,874千円

## 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
注文獲得費	174,435千円	217,469千円
減価償却費	9,282千円	8,826千円
のれん償却額	22,638千円	22,638千円
役員報酬	240,945千円	251,340千円
給与手当	175,858千円	175,803千円
賞与引当金繰入額	1,610千円	376千円
退職給付費用	5,690千円	5,044千円
役員退職慰労引当金繰入額	14,000千円	14,000千円

## (連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	7,169千円	75,399千円
組替調整額	千円	千円
税効果調整前	7,169千円	75,399千円
税効果額	2,192千円	23,057千円
その他有価証券評価差額金	4,977千円	52,342千円
その他の包括利益合計	4,977千円	52,342千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

## 1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	5,708,496			5,708,496
自己株式				
普通株式(株)	1,550			1,550

## 2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての第2回新株予約権					75,042	
	ストックオプションとしての第3回新株予約権					1,198	
	ストックオプションとしての第4回新株予約権					1,418	
合計						77,660	

(注) 第3回及び第4回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年12月24日 定時株主総会	普通株式	62,776	11.0	2019年9月30日	2019年12月25日
2020年5月25日 取締役会	普通株式	57,069	10.0	2020年3月31日	2020年6月9日

(注) 2020年5月25日取締役会による1株当たり配当額には、創立30周年記念配当1円が含まれております。

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57,069	10.0	2020年9月30日	2020年12月25日



当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

## 1 発行済株式及び自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(株)	5,708,496			5,708,496
自己株式				
普通株式(株)	1,550			1,550

## 2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての第2回新株予約権					70,847	
	ストックオプションとしての第3回新株予約権					1,629	
	ストックオプションとしての第4回新株予約権					3,328	
	ストックオプションとしての第5回新株予約権					251	
合計						76,057	

(注) 第4回及び第5回ストックオプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年12月24日 定時株主総会	普通株式	57,069	10.0	2020年9月30日	2020年12月25日
2021年5月13日 取締役会	普通株式	34,241	6.0	2021年3月31日	2021年6月8日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年12月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,534	5.0	2021年9月30日	2021年12月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	1,415,073千円	1,891,052千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	21,344千円	21,347千円
現金及び現金同等物	1,393,729千円	1,869,704千円

(リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産 社用車であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年後であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、財務経理部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

差入保証金については、財務経理部が差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を短期運転資金の3ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち57%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2.参照。

前連結会計年度(2020年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,415,073	1,415,073	
(2) 売掛金	1,989,885	1,989,885	
(3) 投資有価証券	336,695	336,695	
(4) 差入保証金	299,329	296,791	2,538
資産計	4,040,984	4,038,446	2,538
(1) 買掛金	296,646	296,646	
(2) 短期借入金	600,000	600,000	
(3) 未払法人税等	69,343	69,343	
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	955,794	947,634	8,159
負債計	1,921,783	1,913,624	8,159

当連結会計年度(2021年9月30日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,891,052	1,891,052	
(2) 売掛金	1,448,436	1,448,436	
(3) 投資有価証券	412,094	412,094	
(4) 差入保証金	289,800	287,557	2,243
資産計	4,041,384	4,039,141	2,243
(1) 買掛金	272,351	272,351	
(2) 短期借入金	550,000	550,000	
(3) 未払法人税等	42,424	42,424	
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,102,900	1,093,662	9,237
負債計	1,967,676	1,958,438	9,237

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
非上場株式		10,000

## (注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,415,073			
売掛金	1,989,885			
差入保証金	24,916	8,408	8,408	257,597
合計	3,429,876	8,408	8,408	257,597

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,891,052			
売掛金	1,448,436			
差入保証金	24,916	8,408	76,867	179,608
合計	3,364,406	8,408	76,867	179,608

## (注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	600,000					
長期借入金	516,801	305,556	133,437			
合計	1,116,801	305,556	133,437			

当連結会計年度(2021年9月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	550,000					
長期借入金	572,172	380,612	150,116			
合計	1,122,172	380,612	150,116			

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度(2020年9月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	336,695	291,880	44,815
小計	336,695	291,880	44,815
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式			
小計			
合計	336,695	291,880	44,815

当連結会計年度(2021年9月30日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	412,094	291,880	120,214
小計	412,094	291,880	120,214
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	10,000	10,000	
小計	10,000	10,000	
合計	422,094	301,880	120,214

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度及び中小企業退職金共済制度等を採用しております。また、連結子会社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することが出来ない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、当該厚生年金基金については、重要性が乏しいため、複数事業主制度に係る注記を省略しております。

## 2. 確定拠出制度

当社グループの確定拠出制度（確定拠出制度と同様に会計処理する複数事業主制度の厚生年金基金制度を含む。）への要拠出額は、前連結会計年度48,862千円、当連結会計年度49,931千円であります。

## (ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上原価	13,821千円	1,797千円
販売費及び一般管理費	10,149千円	794千円

## 2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
新株予約権戻入益	1,165千円	4,194千円

## 3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	2018年5月14日	2019年5月14日	2020年2月7日	2021年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 95名	当社取締役 1名 当社従業員 18名	当社取締役 1名 当社従業員 57名	当社従業員 35名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 72,000株	普通株式 3,000株	普通株式 8,900株	普通株式 6,700株
付与日	2018年5月25日	2019年5月24日	2020年2月17日	2021年8月27日
権利確定条件	権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。	権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。	権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。	権利行使時において当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位にあることを要する。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2020年5月15日から 2028年5月14日まで	2021年5月15日から 2029年5月14日まで	2022年2月8日から 2030年2月7日まで	2023年7月27日から 2031年7月26日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年3月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末		2,700株	8,200株	
付与				6,700株
失効		100株	400株	
権利確定		2,600株		
未確定残			7,800株	6,700株
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	64,400株			
権利確定		2,600株		
権利行使				
失効	3,600株			
未行使残	60,800株	2,600株		

(注) 2019年3月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格(円)	2,710	1,630	1,488	1,078
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	1,165.26	626.84	525.53	445.08

(注) 2019年3月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格を記載しております。



## 4. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

## 第5回新株予約権

(1)使用した評価方法 ブラック・ショールズ方式

(2)主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	59.82%
予想残存期間	(注) 2	5.9年
予想配当	(注) 3	18.75円/株
無リスク利率	(注) 4	0.11%

- (注) 1. 2016年10月10日から2021年8月27日の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 2019年9月期及び2020年9月期の平均配当実績（記念配当を除き、2019年3月1日付の普通株式1株を2株とする株式分割考慮後の金額）によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

## 5. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	6,764千円	7,138千円
未払賞与	6,085千円	6,594千円
受注損失引当金	9,505千円	4,548千円
役員退職慰労引当金	18,093千円	22,374千円
長期未払金	32,860千円	32,860千円
資産除去債務	47,230千円	46,610千円
減価償却超過額	13,582千円	28,326千円
その他	4,360千円	4,270千円
繰延税金資産小計	138,483千円	152,722千円
評価性引当額	67,054千円	70,639千円
繰延税金資産合計	71,428千円	82,083千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	13,704千円	36,761千円
資産除去債務に対応する除去費用	34,163千円	30,581千円
その他	5,794千円	5,794千円
繰延税金負債合計	53,663千円	73,137千円
繰延税金資産の純額	17,765千円	8,945千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年9月30日)	当連結会計年度 (2021年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.3%	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.4%	0.6%
法人税額の特別控除額		5.0%
住民税均等割等	4.7%	6.6%
評価性引当額の増減	2.6%	3.0%
のれん償却額	4.0%	5.7%
連結子会社との適用税率差異	1.3%	2.3%
その他	0.1%	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.0%	43.0%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

事務所用の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は0.5%～2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
期首残高	153,584 千円	154,448 千円
資産除去債務の履行による減少額	千円	3,286 千円
時の経過による調整額	864 千円	1,257 千円
期末残高	154,448 千円	152,419 千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはシステム開発事業のみの単一セグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高
ソニー生命保険㈱	2,867,151千円
三井住友海上あいおい生命保険㈱	689,684千円

(注) 当社グループはシステム開発事業のみの単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高
ソニー生命保険(株)	3,069,939千円
三井住友海上あいおい生命保険(株)	572,688千円

(注) 当社グループはシステム開発事業のみの単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループはシステム開発事業のみの単一セグメントであるため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり純資産額	548.55円	553.91円
1株当たり当期純利益	15.65円	12.19円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります

	前連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当連結会計年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	89,285	69,568
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	89,285	69,568
普通株式の期中平均株式数(株)	5,706,946	5,706,946
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	第2回新株予約権 新株予約権の数 322個 (普通株式 64,400株) 第3回新株予約権 新株予約権の数 27個 (普通株式 2,700株) 第4回新株予約権 新株予約権の数 82個 (普通株式 8,200株) なお、概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第2回新株予約権 新株予約権の数 304個 (普通株式 60,800株) 第3回新株予約権 新株予約権の数 26個 (普通株式 2,600株) 第4回新株予約権 新株予約権の数 78個 (普通株式 7,800株) 第5回新株予約権 新株予約権の数 67個 (普通株式 6,700株) なお、概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象)

## 新株予約権の付与

2021年12月24日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを決議いたしました。その内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況 スtockオプション制度の内容」に記載しております。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	600,000	550,000	1.31	
1年以内に返済予定の長期借入金	516,801	572,172	1.21	
1年以内に返済予定のリース債務	1,063	88		
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	438,993	530,728	1.19	2022年～2024年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	88			
合計	1,556,946	1,652,988		

- (注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	380,612	150,116		

## 【資産除去債務明細表】

「資産除去債務関係」注記において記載しておりますので、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,164,251	3,417,868	4,869,216	6,631,364
税金等調整前四半期(当期)純利益又は 税金等調整前四半期純損失( ) (千円)	139,337	128,891	54,314	122,093
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失( ) (千円)	102,023	78,070	21,571	69,568
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失( ) (円)	17.88	13.68	3.78	12.19

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期 純損失( )(円)	17.88	31.56	9.90	8.41



## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,238,955	1,660,072
売掛金	1,921,850	1,375,858
仕掛品	261,343	209,017
その他	1 111,405	1 64,548
貸倒引当金	576	412
流動資産合計	3,532,978	3,309,084
固定資産		
有形固定資産		
建物	326,139	289,321
工具、器具及び備品	45,402	34,523
その他	1,344	192
有形固定資産合計	372,885	324,037
無形固定資産		
ソフトウェア	139,022	425,744
ソフトウェア仮勘定	450,409	497,692
その他	930	930
無形固定資産合計	590,363	924,367
投資その他の資産		
関係会社株式	198,247	198,247
投資有価証券	336,695	422,094
差入保証金	298,209	288,680
保険積立金	112,531	124,620
その他	16,112	15,179
投資その他の資産合計	961,796	1,048,823
固定資産合計	1,925,045	2,297,228
資産合計	5,458,023	5,606,313

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1 256,553	1 232,009
短期借入金	600,000	550,000
1年内返済予定の長期借入金	516,801	572,172
未払金	61,998	64,475
未払法人税等	68,143	25,760
前受金	77,125	84,327
受注損失引当金	31,083	14,874
その他	18,446	114,229
<b>流動負債合計</b>	<b>1,630,151</b>	<b>1,657,848</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	438,993	530,728
繰延税金負債	14,841	26,192
役員退職慰労引当金	59,166	73,166
資産除去債務	154,448	152,419
その他	1,282	1,194
<b>固定負債合計</b>	<b>668,732</b>	<b>783,701</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,298,883</b>	<b>2,441,549</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	935,245	935,245
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	816,311	816,311
<b>資本剰余金合計</b>	<b>816,311</b>	<b>816,311</b>
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	4,003	4,003
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	1,295,500	1,250,384
<b>利益剰余金合計</b>	<b>1,299,503</b>	<b>1,254,387</b>
自己株式	691	691
<b>株主資本合計</b>	<b>3,050,368</b>	<b>3,005,253</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	31,110	83,452
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>31,110</b>	<b>83,452</b>
新株予約権	77,660	76,057
<b>純資産合計</b>	<b>3,159,140</b>	<b>3,164,763</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>5,458,023</b>	<b>5,606,313</b>

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
売上高	6,187,981	5,910,034
売上原価	1 5,017,225	1 4,780,429
売上総利益	1,170,756	1,129,604
販売費及び一般管理費	2 1,046,568	2 1,056,757
営業利益	124,187	72,846
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,671	11,050
その他	8,133	5,534
営業外収益合計	18,805	16,584
営業外費用		
支払利息	17,332	19,031
その他	0	200
営業外費用合計	17,332	19,231
経常利益	125,660	70,199
特別利益		
新株予約権戻入益	1,165	4,194
特別利益合計	1,165	4,194
税引前当期純利益	126,825	74,394
法人税、住民税及び事業税	60,790	39,905
法人税等調整額	1,249	11,705
法人税等合計	59,540	28,199
当期純利益	67,284	46,195

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)		当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	1,726,853	31.0	1,815,099	33.2
外注加工費		3,041,176	54.4	2,775,284	50.8
経費		817,239	14.6	870,742	16.0
当期総製造費用		5,585,269	100.0	5,461,127	100.0
期首仕掛品たな卸高		206,911		261,343	
合計		5,792,181		5,722,470	
期末仕掛品たな卸高	2	261,343		209,017	
他勘定振替高		513,612		733,023	
売上原価		5,017,225		4,780,429	

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度(千円) (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
地代家賃	375,925	387,516
旅費交通費	47,540	22,515
備品費	23,152	13,341
支払手数料	118,107	131,679
減価償却費	129,770	214,546
受注損失引当金繰入額	31,083	14,874

2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度(千円) (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
ソフトウェア仮勘定	295,781	489,179
注文獲得費	174,435	217,469
広告宣伝費	25,338	7,821
教育研究費	18,056	18,552
合計	513,612	733,023

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算方式を採用しております。

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	935,245	816,311	4,003	1,348,061	1,352,064
当期変動額					
剰余金の配当				119,845	119,845
当期純利益				67,284	67,284
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計				52,561	52,561
当期末残高	935,245	816,311	4,003	1,295,500	1,299,503

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	691	3,102,930	26,133	54,854	3,183,918
当期変動額					
剰余金の配当		119,845			119,845
当期純利益		67,284			67,284
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			4,977	22,805	27,783
当期変動額合計		52,561	4,977	22,805	24,778
当期末残高	691	3,050,368	31,110	77,660	3,159,140

当事業年度(自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	935,245	816,311	4,003	1,295,500	1,299,503
当期変動額					
剰余金の配当				91,311	91,311
当期純利益				46,195	46,195
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計				45,115	45,115
当期末残高	935,245	816,311	4,003	1,250,384	1,254,387

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	691	3,050,368	31,110	77,660	3,159,140
当期変動額					
剰余金の配当		91,311			91,311
当期純利益		46,195			46,195
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			52,342	1,602	50,739
当期変動額合計		45,115	52,342	1,602	5,623
当期末残高	691	3,005,253	83,452	76,057	3,164,763

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 3～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。ただし、特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 品質保証引当金

製品納入後に発生する品質保証費用の支出に充てるため、過去の実績を基礎にして当事業年度に対応する発生予想額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、進行中の業務のうち、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失見込額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの開発契約に係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については工事進行基準(進捗率の見積りは、原価比例法)を、その他の契約については検収基準を適用しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
減価償却費	147,073
ソフトウェア	396,065

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結財務諸表の「注記事項(重要な会計上の見積り)1. 特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの評価」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

2. 工事進行基準の適用における工事原価総額の見積り

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
工事進行基準による売上高(未検収分)	800,617

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

連結財務諸表の「注記事項(重要な会計上の見積り)2. 工事進行基準の適用における工事原価総額の見積り」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

連結財務諸表の「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。



(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
短期金銭債権	952千円	1,031千円
短期金銭債務	3,575千円	4,551千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
当座貸越極度額	1,300,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	600,000千円	550,000千円
差引額	700,000千円	750,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
営業取引による取引高		
売上原価	37,292千円	49,870千円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)	当事業年度 (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日)
注文獲得費	174,435千円	217,469千円
減価償却費	9,097千円	8,641千円
役員報酬	219,945千円	222,600千円
給与手当	167,349千円	167,528千円
役員退職慰労引当金繰入額	14,000千円	14,000千円
支払手数料	105,369千円	103,307千円
おおよその割合		
販売費	21%	23%
一般管理費	79%	77%

(有価証券関係)

子会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は198,247千円、当事業年度の貸借対照表計上額は198,247千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払事業税	7,309千円	8,148千円
受注損失引当金	9,505千円	4,548千円
資産除去債務	47,230千円	46,610千円
減価償却超過額	13,582千円	28,326千円
役員退職慰労引当金	18,093千円	22,374千円
その他	4,079千円	1,567千円
繰延税金資産小計	99,800千円	111,575千円
評価性引当額	66,773千円	70,425千円
繰延税金資産合計	33,027千円	41,150千円
<b>繰延税金負債</b>		
建物(資産除去債務)	34,163千円	30,581千円
その他	13,704千円	36,761千円
繰延税金負債合計	47,868千円	67,342千円
繰延税金負債の純額	14,841千円	26,192千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年9月30日)	当事業年度 (2021年9月30日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.0%	0.9%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	0.5%	0.9%
住民税均等割等	6.2%	10.6%
評価性引当額の増減	3.6%	4.9%
法人税額の特別控除額		8.3%
その他	0.5%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.9%	37.9%

## (重要な後発事象)

## 新株予約権の付与

連結財務諸表の「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	326,139	407		37,224	289,321	164,775
	工具、器具及び備品	45,402	14,023	0	24,902	34,523	144,591
	その他	1,344			1,152	192	5,569
	計	372,885	14,431	0	63,279	324,037	314,936
無形固定資産	ソフトウェア	139,022	446,629		159,907	425,744	
	ソフトウェア仮勘定	450,409	489,179	441,896		497,692	
	その他	930				930	
	計	590,363	935,808	441,896	159,907	924,367	

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア	ソフトウェア仮勘定からの振替	441,896千円
ソフトウェア仮勘定	サービス提供目的のソフトウェア開発費用	272,574千円
	自社利用ソフトウェア開発費用	216,605千円

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	576	412	576	412
受注損失引当金	31,083	14,874	31,083	14,874
役員退職慰勞引当金	59,166	14,000		73,166

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年9月30日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 電子公告掲載URL <a href="https://www2.cap-net.co.jp/">https://www2.cap-net.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約権の割り当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第32期(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) 2020年12月24日近畿財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年12月24日近畿財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第33期第1四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日近畿財務局長に提出。

第33期第2四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月14日近畿財務局長に提出。

第33期第3四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日) 2021年8月13日近畿財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年12月25日近畿財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年12月24日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田 邊 太 郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 戸 純 子

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャピタル・アセット・プランニングの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャピタル・アセット・プランニング及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】(重要な会計上の見積り) 1. 特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの評価に記載のとおり、当連結会計年度の連結貸借対照表において、特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェア396,065千円が計上されている。また、連結損益計算書には当該サービス提供目的のソフトウェアの減価償却費147,073千円が計上されている。当該サービス提供目的のソフトウェアは、顧客との間で締結した使用許諾契約に基づく売上高の獲得を目的としている。</p> <p>当該サービス提供目的のソフトウェアは、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等償却額を比較し、いずれか大きい額を減価償却額として計上している。また、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用又は損失として処理することとしている。</p> <p>見込販売収益の見積りについての重要な仮定は、締結済みの使用許諾契約の継続可能性及び翌期以降の新規使用許諾契約の獲得可能性であり、これらの重要な仮定は、不確実性が高く、経営者による判断に依存する。</p> <p>以上より、当監査法人は、当該サービス提供目的のソフトウェアの評価について、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの評価について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 締結済みの使用許諾契約に係る見込販売収益について、使用許諾契約書の閲覧等による契約内容の確認及び経営者への質問により、継続可能性を検討した。</li> <li>・ 翌期以降の新規使用許諾契約について、取締役会議事録及び添付資料の閲覧、経営者への質問により取引先との交渉状況を把握し、当連結会計年度における新規契約の獲得状況等も踏まえて、獲得可能性を検討した。</li> </ul>

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの2021年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社キャピタル・アセット・プランニングが2021年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年12月24日

株式会社キャピタル・アセット・プランニング  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 田 邊 太 郎

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 戸 純 子

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャピタル・アセット・プランニングの2020年10月1日から2021年9月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャピタル・アセット・プランニングの2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの評価

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由、監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(特定顧客との契約に基づくサービス提供目的のソフトウェアの評価)と同一内容であるため、記載を省略している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。